

対馬市告示第130号

令和6年第3回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年8月27日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和6年9月10日（火）

2 場 所 対馬市議会議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 糸瀬 雅之君 | 陶山荘太郎君 |
| 神宮 保夫君 | 島居 真吾君 |
| 坂本 充弘君 | 伊原 徹君  |
| 入江 有紀君 | 船越 洋一君 |
| 脇本 啓喜君 | 小島 徳重君 |
| 黒田 昭雄君 | 小田 昭人君 |
| 波田 政和君 | 小宮 教義君 |
| 上野洋次郎君 | 大浦 孝司君 |
| 作元 義文君 | 春田 新一君 |
| 初村 久藏君 |        |

---

○9月11日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 糸瀬 雅之君 | 陶山荘太郎君 |
| 神宮 保夫君 | 島居 真吾君 |
| 坂本 充弘君 | 伊原 徹君  |
| 入江 有紀君 | 船越 洋一君 |
| 脇本 啓喜君 | 小島 徳重君 |
| 黒田 昭雄君 | 小田 昭人君 |
| 波田 政和君 | 小宮 教義君 |
| 上野洋次郎君 | 大浦 孝司君 |
| 作元 義文君 | 春田 新一君 |
| 初村 久藏君 |        |

---

○9月12日に応招した議員

糸瀬 雅之君  
神宮 保夫君  
坂本 充弘君  
入江 有紀君  
脇本 啓喜君  
黒田 昭雄君  
波田 政和君  
上野洋次郎君  
作元 義文君  
初村 久藏君

陶山莊太郎君  
島居 真吾君  
伊原 徹君  
船越 洋一君  
小島 徳重君  
小田 昭人君  
小宮 教義君  
大浦 孝司君  
春田 新一君

---

○9月13日に応招した議員

糸瀬 雅之君  
神宮 保夫君  
坂本 充弘君  
入江 有紀君  
脇本 啓喜君  
黒田 昭雄君  
波田 政和君  
上野洋次郎君  
作元 義文君  
初村 久藏君

陶山莊太郎君  
島居 真吾君  
伊原 徹君  
船越 洋一君  
小島 徳重君  
小田 昭人君  
小宮 教義君  
大浦 孝司君  
春田 新一君

---

○9月26日に応招した議員

糸瀬 雅之君  
神宮 保夫君  
坂本 充弘君  
入江 有紀君  
脇本 啓喜君  
黒田 昭雄君  
小宮 教義君  
大浦 孝司君

陶山莊太郎君  
島居 真吾君  
伊原 徹君  
船越 洋一君  
小島 徳重君  
波田 政和君  
上野洋次郎君  
作元 義文君

春田 新一君

初村 久藏君

---

○9月10日に応招しなかった議員

---

○9月11日に応招しなかった議員

---

○9月12日に応招しなかった議員

---

○9月13日に応招しなかった議員

---

○9月26日に応招しなかった議員

小田 昭人君

---

---

令和6年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和6年9月10日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年9月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第9 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度対馬市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第11 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度対馬市一般会計補正予算(第4号))
- 日程第12 報告第4号 令和5事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第13 報告第5号 令和5事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第14 報告第6号 令和5事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第7号 令和5事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について
- 日程第16 報告第8号 令和5事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第9号 令和5年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第18 報告第10号 令和5年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第19 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第20 認定第1号 令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第2号 令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第3号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第4号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第5号 令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第6号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第7号 令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第8号 令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第28 議案第52号 令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第29 議案第53号 令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第54号 令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第55号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第56号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第57号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第58号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第36 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第37 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第38 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第39 発議第3号 対馬市政治倫理条例を廃止する条例
- 日程第40 発議第4号 国境、対馬市平和の日条例
- 日程第41 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第42 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第9 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市  
一般会計補正予算（第3号））
- 日程第11 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市  
一般会計補正予算（第4号））
- 日程第12 報告第4号 令和5事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告につ  
いて
- 日程第13 報告第5号 令和5事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告につ  
いて
- 日程第14 報告第6号 令和5事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況  
報告について
- 日程第15 報告第7号 令和5事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告に  
ついて
- 日程第16 報告第8号 令和5事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状  
況報告について
- 日程第17 報告第9号 令和5年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第18 報告第10号 令和5年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について
- 日程第19 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第20 認定第1号 令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第2号 令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

- 日程第22 認定第3号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第4号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第5号 令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第6号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第7号 令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第8号 令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第28 議案第52号 令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第29 議案第53号 令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第54号 令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第55号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第56号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第57号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第58号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第59号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第36 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第37 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第38 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第39 発議第3号 対馬市政治倫理条例を廃止する条例
- 日程第40 発議第4号 国境、対馬市平和の日条例
- 日程第41 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 日程第42 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

---

出席議員（19名）

1 番 糸瀬 雅之君

2 番 陶山荘太郎君

3 番 神宮 保夫君

4 番 島居 真吾君

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 5番  | 坂本 充弘君 | 6番  | 伊原 徹君  |
| 7番  | 入江 有紀君 | 8番  | 船越 洋一君 |
| 9番  | 脇本 啓喜君 | 10番 | 小島 徳重君 |
| 11番 | 黒田 昭雄君 | 12番 | 小田 昭人君 |
| 13番 | 波田 政和君 | 14番 | 小宮 教義君 |
| 15番 | 上野洋次郎君 | 16番 | 大浦 孝司君 |
| 17番 | 作元 義文君 | 18番 | 春田 新一君 |
| 19番 | 初村 久藏君 |     |        |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|      |        |    |        |
|------|--------|----|--------|
| 局長   | 平間 博文君 | 次長 | 藤原 亘宏君 |
| 課長補佐 | 糸瀬 博隆君 | 係長 | 小島 亮君  |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 市長                  | 比田勝尚喜君 |
| 副市長                 | 俵 輝孝君  |
| 副市長                 | 一宮 努君  |
| 教育長                 | 中島 清志君 |
| 総務部長                | 木寺 裕也君 |
| 総務課長（選挙管理委員会事務局書記長） | 犬束 幸吉君 |
| しまづくり推進部長           | 三原 立也君 |
| 観光交流商工部長            | 阿比留忠明君 |
| 市民生活部長              | 村井 英哉君 |
| 福祉部長                | 田中 光幸君 |
| 保健部長                | 桐谷 和孝君 |
| 農林水産部長              | 平川 純也君 |
| 建設部長                | 内山 歩君  |
| 水道局長                | 舍利倉政司君 |

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 教育部長 .....      | 扇 博祝君  |
| 中対馬振興部長 .....   | 原田 武茂君 |
| 上対馬振興部長 .....   | 原田 勝彦君 |
| 消防長 .....       | 井 浩君   |
| 会計管理者 .....     | 勝見 一成君 |
| 監査委員事務局長 .....  | 志賀 慶二君 |
| 農業委員会事務局長 ..... | 栗屋 孝弘君 |
| 代表監査委員 .....    | 安野堅一郎君 |

---

午前10時00分開会

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

ただいまから、令和6年第3回対馬市議会定例会を開会します。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することとします。

それでは、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、陶山荘太郎君及び神宮保夫君を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久藏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から9月26日までの17日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月26日までの17日間と決定しました。

---

#### 日程第3. 議長の諸般報告

○議長（初村 久藏君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第2回定例会終了後以降の議長の行動等は配付しております庶務報告書のとおりであります。

次に、第2回定例会で議員派遣が決定されておりました2件であります。対馬市主催の日米

韓海洋環境シンポジウム2024については7月11日に福岡市のアクロス福岡国際会議場において開催され、厚生常任委員会の島居委員長、入江副委員長、伊原委員、作元委員、春田副議長の5名が出席をいたしました。

長崎県市議会議長会主催の市議会議員研修会は、8月22日に佐世保市のアルカスSASEBOにおいて開催され、地方議員研修会の黒瀬雄大氏によりまして「老朽化に備える公共施設のマネジメント政策」と題した講演が行われ、糸瀬議員、小島議員、黒田議員、小田議員、大浦議員、5名が出席しました。

また、議会運営委員会から議員派遣に関する調査報告の提出がっておりますので報告をします。

長崎県平戸市及び西海市を訪問し、議員定数削減後の委員会構成等について視察、調査研究を行っております。詳細については、タブレットに掲載しておりますので、委員会調査報告書のとおりであります。

もう一点報告いたします。地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会の議決により指定されました2割以内の工事請負変更契約の締結の1件の専決処分の報告がっております。タブレットに掲載しておりますので御確認ください。

以上、報告を終わります。

---

#### **日程第4. 市長の行政報告**

○議長（初村 久藏君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。本日、ここに、令和6年第3回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、8月8日、宮崎県日向灘を震源とする地震により被災された皆様、また先般の台風10号により被害を受けられた皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。本市では、台風第10号に対する避難所を8月29日、島内10か所に開設し、58名が避難を行いました。

なお、島内では、大きな被害は発生しておりませんが、今後も台風が発生しやすい季節でございます。市民皆様におかれましては、気象情報には十分注意され、避難場所の確認等、災害に備えた対応をお願いいたします。

今年は、連日猛烈な暑さに見舞われ、特に高齢者への健康被害を懸念しておりました。本市における熱中症患者搬送者数は昨年7月、8月に比べ2件増の36件であり、県内では260件ほど増加しております。本市では、熱中症による健康に係る被害の発生を防止するため熱中症特別警戒アラートが発表された場合、暑さをしのげる場所として厳原庁舎2階ロビーなど、島内市施

設12か所をクーリングシェルターとして利用できるようにしております。

次に、本市の新型コロナウイルス感染者数は対馬病院、上対馬病院、豊玉診療所の3医療機関の感染者の総数ではありますが、7月22日から8月11日までの期間、増加傾向でありました。その後、一旦減少しておりましたが、8月19日から25日までの期間、当該3医療機関での合計で80人と、前の週に比べ11名増加しております。特に60歳以上の感染者数の割合が多くなっております。

市民皆様におかれましては引き続き場面に応じたマスクの着用、手洗い、室内換気等、感染対策に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、6月定例会以降本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。まず初めにしまづくり推進部の関係でございますが、8月19日から23日の日程で「第15回全国離島交流中学生野球大会」が壱岐市で開催されました。本大会は島外と交流機会の少ない離島中学生が一堂に会し、野球を通じて「島」と「島」の交流を図り、新たな人間形成や健全な青少年の育成を促進し、さらには郷土愛を育むことにより、将来を通じて離島地域の振興に寄与することを目的としております。今年は23チームが参加し、高校野球甲子園大会にも負けない熱戦が繰り広げられました。本市からは、島内から選出された18名で構成した「対馬ヤマネコボーイズ」が出場し、第3位と健闘いたしました。

次に、観光交流商工部の関係でございます。

今年は、市制施行20周年記念事業として、8月3日、4日の2日間、厳原港の特設舞台をメイン会場に、厳原港まつり振興会主催による対馬厳原港まつり2024が開催されました。

前夜祭で約4,000発の花火が上がり、本祭のステージでは、数々のヒット曲を送り出しておりますロックバンドグループ「ORANGE RANGE」のライブなどが行われました。また、朝鮮通信使行列の再現にあわせて、今年も朝鮮通信使船の復元船が来航し、船内見学が実施されました。

2日間の来場者数は約3万3,000人で、昨年よりも多くの来場があり、対馬の夏の風物詩を味わっておられました。

次に、市民生活部でございます。

7月11日に、福岡市のアクロス福岡において、対馬市主催、在福岡米国領事館並びに駐福岡大韓民国総領事館共催による「日米韓海洋環境シンポジウム2024」を開催しました。

このシンポジウムは、米国・韓国の両駐日大使が日米韓首脳会談の機運を拡大し、海洋環境問題への意識を高めることを目的に、昨年12月に対馬を訪問されたことが、きっかけとなったものであります。

会場には211人が訪れ、メインフロアが満席になるほど、海洋環境問題に対する関心の高さ

がうかがえました。シンポジウムは、セッション前半で「対馬島の漂着物の現状とアクション」を、後半で「海洋プラスチックと循環経済」をテーマに、日米韓のパネラーによる最新の情報や取り組み事例の発表に加え、ディスカッションを行いました。

最後に、今後も日米韓で協力しながら海洋環境問題に取り組む共同メッセージを本市が発表し、盛会裏に終了しました。

なお、本シンポジウムの後援は、環境省、長崎県、関西経済同友会のほかに、九州経済連合会も御賛同いただいております。

今後は、福岡を中心とした九州経済連合会の加盟企業との連携を拡大しながら、持続可能なしまづくりの実現に向け、邁進してまいります。

次に、上対馬振興部の関連でございます。

8月17日、上対馬町比田勝において、対馬市商工会青年部上対馬支部主催による「第14回おっどん祭り」が、市制施行20周年記念事業として開催されました。

約2,500人が来場され、会場では、各種イベントやビンゴゲームなどが行われました。特に、芸人ライブでは「おかずクラブ」、「サバンナ八木」の出演に、子供達の観声が響き、最後の花火の打ち上げまで終始盛り上がりを見せていました。

次に、教育委員会事務局の関係でございます。

観音寺観世音菩薩坐像の盗難について、韓国最高裁は、令和5年10月26日に、原告である浮石寺の上告を棄却し、仏像の所有権は、観音寺にあると認める判決を言い渡しました。

しかし、その判決から10か月が経過しましたが、未だ返還に向けて動きはありません。本市では、この状況を少しでも前に進めるため、7月17日に外務省を訪れ、北東アジア第一課長を通じ、上川外務大臣宛てに、「早期返還を求める要望書」を市長及び市議会議長の連名で提出いたしました。

北東アジア第一課長からは、檀家の皆様及び関係者並びに対馬市民が仏像の早期返還を切望していることを踏まえ、引き続き返還交渉を粘り強く行っていくとの言葉をいただきました。

本市では、今後も所有者、国及び県と連絡調整を図りながら、一日でも早く返還されるよう取り組んでまいります。

7月13日から15日の日程で、全日本パワーリフティング選手権大会「第29回マスターズクラシック部門」が、厳原体育館で開催されました。

本大会は、2024世界クラシックパワーリフティング選手権大会及び2024アジアクラシックパワーリフティング選手権大会の選考競技会を兼ねていることもあり、会場は熱気に包まれておりました。

なお、パワーリフティング競技の全国大会の開催は、本市では今回が初めてであります。

大会は、参加者222人が40歳以上の階級及び年齢別に競技を行い、数多くのマスターズ日本記録が生まれております。

参加者及び関係者からは、素晴らしい大会と、感謝の言葉をいただきました。

以上が行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認2件、令和5事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況等報告7件、令和5年度一般会計歳入歳計決算等認定8件、令和6年度一般会計等補正予算4件、条例の一部改正3件、辺地に係る整備計画1件、工事請負契約の締結1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問2件、合わせて28件の議案について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、行政報告を終わります。

---

#### **日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告**

○議長（初村 久藏君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 皆様おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年8月19日、対馬市役所2階別館大会議室において、対馬市が進める情報通信基盤整備事業の光サービスへの移行の現状と問題点について、所管事務調査を行いました。

調査は、総務部から木寺部長、庄司次長のほか2名に出席いただき、事業の進捗状況等について説明を受けました。

まず、現在の対馬市が提供している情報通信事業は、テレビ放送、インターネット及びIP電話であり、対馬市が整備した回線を使用しているため、設備の維持管理に係るコスト増及び高速大容量通信への対応などの課題があります。

今回の事業は、西日本電信電話株式会社が整備している光回線を活用することにより、今後のコスト軽減や通信品質の向上を図るものであります。

各サービスの移行内容について、テレビ放送は、これまでどおりに対馬市が事業主体として、指定管理者が運営を継続し、料金については、市内全域で新サービスに移行するまでは、現料金からの変更はないということです。

次に、インターネットは、市の事業から民間事業者の光インターネットに移行し、料金は、事

業者によって異なるが、約6,000円になるということです。

また、島内無料通信のIP電話は、音声告知放送端末機の製造終了が決定し、代用機器もないことから、移行完了後にサービスを終了するという事です。

続いて、移行のスケジュールは、令和6年度に万関橋付近までの下島エリア、令和7年度に上島エリアの移行工事を計画しており、令和6年度の移行工事は、下島エリアを3つの地区に区分し、令和6年7月1日から令和7年1月31日の間で、それぞれの地区に集中工事期間を設けて進めていくとのことです。

現在までに、令和6年7月1日から10月31日まで集中工事期間を設定している厳原町小浦から久田、尾浦、安神及び美津島町根緒地区のCATV利用者とCATVインターネット利用者に対して、サービス移行に関する案内文書を送付するとともに、相談会を6月下旬から3週間、週末の金、土、日曜日に開催し、変更となる部分及び民間事業者によるサービス内容や料金等の説明の後、個別相談等も実施しているとの説明を受けました。

現時点での代表的な問題点としては、①西日本電信電話株式会社から申込み内容の確認や移行工事の日程調整の電話をした際、詐欺などを警戒して電話に出ない方が多いこと。

②光インターネットサービス提供業者及びその販売代理店等による勧誘電話や訪問営業が、頻繁に行われたことにより、高齢者を中心とした多くの市民の不安や混乱を招いたこと。

③光インターネットサービスを提供する民間業者の比較・選択及び手続に関する問い合わせが多かったこと。

以上の3点が挙げられ、その対策として、①については、次回発送の案内文書に西日本電信電話株式会社の担当部署の電話番号を掲載し、その電話番号からの着信には対応する旨の文言を入れるようにする。

②と③については、民間営業の規制はできないが、案内文書や問合せの際に、「強引な勧誘や営業に対して不審な点がある場合は、安易に契約をせず、内容をよく確認して納得した上で契約する」ように呼びかける。

また、光インターネットサービスに関する相談会の開催が、民間事業者の営業活動開始よりも遅くなったことが混乱の原因と思われるので、適切な時期での相談会の開催を検討しているとの説明を受けました。

委員からは、「今回の問題点を踏まえ、今後に移行する地域においては、行政区を通じ、適正な区域ごとに早期の事前説明を実施し、市民が困惑しないようにしてほしい。」、「既設後の通信速度などのデータを把握し、市民に提供できるようにするとともに、市民の利用ニーズを区分し、各ケースにおける設置に必要なきめ細かく、わかりやすい説明をしてほしい。」、「既に、移行工事が始まっている下島エリアについては、市民の困惑状況を考慮し、集中工事期間に柔軟

性を持たせてほしい。」などの意見がありました。

円滑な事業の移行はもとより、この事業は、企業誘致や移住・定住事業にも関連するため、島内のエリアごとの通信速度など、必要なデータの把握に努め、関連部署への情報共有を図ってもらうことを要望しました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第 6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第 6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員会委員長、島居真吾君。

○議員（4 番 島居 真吾君） おはようございます。厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和 6 年 8 月 26 日に、9 月 1 日に開園しました豊玉こども園において、田中福祉部長、横松こども未来課長及び梅野課長補佐に出席を求め、施設見学及び施設の概要について、所管事務調査を行いました。

対馬市では、対馬市保育所配置計画に基づき、子供たちにとって望ましい就学前の保育・教育の場づくりや、施設の老朽化問題の解消等、安全・安心な子育て環境の整備に取り組んでおり、このたび新設した豊玉こども園は、豊玉南保育所と仁位へき地保育所を統合して、認定こども園へ移行した施設であります。

こども園の主な形態には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型があり、豊玉こども園は保育所型こども園であります。この保育所型こども園とは、ベースは保育所で、それに幼稚園機能をプラスしたものであり、対馬市においても、就労女性が増加し保育所のニーズが高まっていることから、保育所型こども園を採用したとのことでした。

豊玉こども園建設事業の概要については、全体事業期間は令和 3 年度から令和 6 年度で、総事業費は約 9 億 1 0 0 万円、園舎は木造平屋建てで、外観部分は長崎県産材、内部の端柄材は対馬産材が使用されており、大半が杉、その他はヒノキ、合板を使用しているとの説明がありました。

次に、豊玉こども園の定員は 120 名で、内訳として、幼稚園部の 1 号認定児は 30 名、保育園部 3 歳以上児は 60 名、3 歳未満児は 30 名となっております。8 月 1 日現在、統合する 2 保育所の園児は 70 名で、こども園開園に伴い応募があった新規入園児 10 名を加えた 80 名で、

豊玉こども園をスタートする予定とのことでした。

また、9月1日以降の職員については、正規職員5名、月額会計年度任用職員6名を配置予定としており、保育士・調理員ともに、園児数に応じた職員配置基準に基づき、確保できているとのことでした。なお、途中入所や特別に支援が必要な児童等については、これまで同様、必要に応じて月額会計年度任用職員を配置し、円滑な運営ができるように対応していくとの説明がありました。

こども園に移行することにより、保護者の就労の有無を問わず施設利用が可能となること、新築の園舎で過ごすことで、快適かつ安全に保育・教育活動ができるようになること、また、豊玉町の中心部である仁位地区に設置することで、近隣には医療施設、福祉施設、小・中学校、高校もあり利便性がよくなる等の利点が挙げられるとのことでした。

今後においても、対馬市保育所配置計画に基づき、児童数や地域の状況を踏まえながら、適正な公立保育所整備が進められるよう要望いたします。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員会委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年8月20日に、屋外広告物規制の現状と課題について所管事務調査を行いました。

当日は、内山建設部長、川崎次長、手束管理課長、川上主任に出席を求め、対馬市交流センター（ティアラ）周辺の屋外広告物設置状況を確認した後、対馬市交流センター3階第6会議室にて説明を受けました。

屋外広告物とは、事業主・広告主が経済活動を行う上での重要な機能・役割を持ち、また、市民の生活に必要な情報を伝えると共に、まちを活気づける手段であり、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立て看板、ポスター、広告幕などです。しかし、この屋外広告物が無秩序に氾濫し管理もおろそかになると、街並みや自然の景観を損なうだけで

なく、人々に危害を及ぼす恐れもあります。このため屋外広告物条例により必要な規制を行っております。

これまでの経緯としては、平成14年4月より長崎県から屋外広告物の取扱いについて対馬市へ権限移譲され、長崎県屋外広告物条例を適用しています。平成31年4月1日に対馬市景観計画を施行、対馬市全域が屋外広告物の許可地域となっておりますが、対馬市は厳原都市計画区域のみを屋外広告物の許可地域とし、県から承認を得ております。

今後の方向性としては、まず、対馬市全域の屋外広告物の件数を把握することとなりますが、問題点として調査費用が高額になることが懸念されるということです。

次に、住民・事業者への周知・啓発についてですが、現在は屋外広告物条例の適用範囲は厳原都市計画区域だけですが、対馬市全域を対象としたときに許可対象物になった広告物の管理者に申請手続・許可手数料が発生することを認識していただく必要があります。そして、既に条例を制定している他の自治体の情報収集を行いながら、対馬らしい風情や景観が損なわれないよう、本市独自の屋外広告物条例の制定をしなければならないと考えているとの説明でした。

委員からは、対馬全島は広過ぎるので、まずは守るべきところに注力していきながらも、現在、対馬市独自の屋外広告物条例を制定する方向で進めていることを、ケーブルテレビや広報誌を利用して周知を促し、該当する事業者とはよく相談をして理解を求め、その後に条例制定の運びとなるよう努力していただきたいという意見がありました。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### **日程第8. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告**

○議長（初村 久藏君） 日程第8、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。

10番、小島 徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 令和6年8月23日、長崎県市町村会館において、令和6年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、議案審議等の内容について、報告いたします。

議案審査に入る前に、経過等の報告がありました。主な内容は次のとおりです。

1、国の動向について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（いわゆる「マイナン

バー法」）等の一部改正法の施行期日が、本年１２月２日に迫る中、マイナ保険証への円滑な移行に向けた取り組みの強化が行われています。

厚生労働省では、５月から７月をマイナ保険証の利用促進集中取組月間として、医療現場へのインセンティブの支給や、あらゆるメディアを活用した集中的な広報展開が図られているところ です。

また、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が本年４月１日に施行されました。この法律では少子高齢化による人口構成の変化により、高齢者医療に対する現役世代の負担が重くなっていたことから、現役世代と高齢者の保険料負担割合が見直されました。併せて医療保険から子育て世代に支給される「出産育児一時金」について、子育てを全世代で支える観点から、その費用の一部を後期高齢者の保険料で負担する仕組みが導入されました。

６月１２日には、政府が少子化対策の目玉としていた「子ども・子育て支援等の一部を改正する法律」が公布され、公的医療保険料に上乗せして、幅広い世代から徴収する「子ども・子育て支援金」を令和８年度に創設し、少子化対策の財源として充てることとなります。

## ２、国に対する要望について。

令和６年６月１２日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会の令和６年度広域連合長会議が東京都内で開催され、後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項についての要望書を厚生労働大臣宛てに提出しました。

１、マイナンバー制度関連について、２、標準システム関連について、３、子ども・子育て支援制度について、４、財政関連について、５、保健事業関連についてなど計８項目です。

## ３、令和６年度の保険料賦課について。

令和６年度保険料の当初賦課人数は２３万４,３５２人で、軽減後賦課総額は１５９億３,４２９万円、１人当たり賦課額は６万７,９９２円となりました。

## ４、保険料の収納率について。

令和６年度普通徴収及び特別徴収の現年合計の収納率は９９．６０％となっており、昨年度と比較し０．０２ポイントの増となり、前年度を上回る収納率となりました。

また、滞納繰越分については、４０．５１％で、前年度と比較して５．０２ポイント上回り、現年度分と滞納繰越分の合計では、前年度を０．０３ポイント上回る９９．１６％となりました。

なお、対馬市の現年度・滞納繰越合計の収納率は９７．７８％で、県下で最下位の収納率であり、収納率を向上させるために、取組の改善が必要と感じました。

議案審議については、決算認定２件、補正予算案１件、財産の取得１件、条例の改正１件、会議規則の改正１件が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について。

令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額2億5,243万3,000円、歳出総額2億3,670万7,000円であり、当年度実質収支額は1,572万5,000円であります。

歳入の主なものは各市町からの分担金及び負担金2億2,227万3,000円、繰入金1,261万7,000円、繰越金1,518万4,000円であります。

歳出の主なものは、職員の人件費及び事務室借り上げに係る経費であります。

議案第9号、令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

令和5年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2,407億7,058万7,000円、歳出総額2,355億8,617万7,000円であり、当年度実質収支額は51億8,440万9,000円であります。

歳入の主なものは、市町支出金374億9,114万6,000円、国庫支出金838億2,770万7,000円、県支出金202億1,919万2,000円、支払基金交付金918億8,643万8,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が2,306億4,513万4,000円で歳出全体の97.90%であります。

議案第10号、令和6年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

提案理由。

被保険者等への加入者情報等の送付に要する郵送料のかかり増し経費について特別調整交付金にて受け入れ、特別対策補助金として市町へ支出することについて予算の補正を必要とするためです。

議案第11号、財産の取得について。

提案理由。

後期高齢者医療広域連合電算機処理システムに使用する広域連合等設置機器及び市町設置機器であり、平成30年度に機器更改を実施し、令和6年度に機器の耐用年数を超えて6年が経過することから、新たな機器等を購入する必要があるためです。

取得する財産は標準システムクライアント端末等一式、契約金額は税込みで3,276万6,580円です。

議案第12号、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律に基づき令和6年12月2日から被保険証が廃止されることに伴って必要な改正を定めるためです。

議員提出議案第1号、長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する条例。

提案理由は、議会運営の円滑化を図る観点から、議案質疑に係る通告制の導入及び、それに伴うその他所要の整備をするため。

議事日程の最後に、一般質問が行われ、3名の議員が質問されました。

壱岐市の山口欽秀議員は、保健事業実施計画（データーヘルス計画）のこれまでの取組の評価とこれからの取組について。

諫早市の西田京子議員は、1、現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化することで医療はどう変わるのかということの質問でした。

佐々町の永田勝美議員は、1、医療負担（保険料＋窓口自己負担）の軽減に向けた対応について。

2、マイナ保険証の「実質的な強要」による問題の認識と対応について。

以上で、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9．国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第9、国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 国境離島活性化推進特別委員会の報告を行います。

本委員会は、令和5年第1回定例会の委員会報告以降の委員会での協議内容と、私が会長を務めさせていただいております、長崎県下5市2町で組織します、長崎県国境離島市町議会連絡協議会の協議内容についても併せて報告をさせていただきます。

まず、令和6年7月19日に、一宮副市長、しまづくり推進部、観光交流商工部及び農林水産部の出席を求め、委員会を開催し、対馬市の有人国境離島法関連予算（地域社会維持推進交付金）の令和5年度実績及び令和6年度計画についての説明を受けました。その後意見交換を行っております。

令和5年度の実績ですが、事業費ベースで運賃低廉化事業6億3,234万8,000円、輸送コスト支援事業5億1,245万4,000円、雇用機会拡充事業1億7,661万5,000円、滞在型観光推進事業5,901万4,000円の合計13億8,043万1,000円となっており、前年度と比較しますと、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなったことにより運賃低廉化事業が大きく増加し、一方で雇用機会拡充事業は、島内での需要が一定程度の落ち着きを見せている状況から減少しております。

令和6年度の事業計画につきましては、4月時点での要望額となりますが、事業費ベースで、運賃低廉化事業7億5,308万1,000円、輸送コスト支援事業5億4,529万2,000円、雇用機会拡充事業6,547万1,000円、滞在型観光推進事業4,943万6,000円の合計14億1,328万円となっております。

意見交換の中で出された支援拡充に向けた事項については、1番、国境離島の維持保全の観点から国防の最前線という位置づけでそれに対する支援が必要ではないか。2番、運賃低廉化については、準島民の拡大、特に対馬出身者への拡大が必要。3番、輸送コスト支援事業の戦略品目5品目のさらなる拡大。4番、雇用機会拡充支援は、外国人労働者への対象枠の拡大、本土採用で本市に赴任する方などへの対象拡大。5番目、滞在型観光では、宿泊、飲食等の観光客受入体制に係る施設整備を補助対象に拡大。など活発な意見交換を行いました。

また、そのほかに、委員から対馬に、外国人労働者がどれくらい居住しているのかを把握する必要があるとの意見があり、一宮副市長から執行部で島内の外国人労働者の把握方法を検討することが報告をされております。

次に、長崎県下の特定有人国境離島地域を有する5市2町の議長及び有人国境離島法を所管する常任委員会または特別委員会で構成し、本市が事務局を務めております長崎県国境離島市町議会連絡協議会を令和6年8月9日に長崎市において開催し、本市議会から私と初村議長が参加をいたしました。

協議会では、各市町の取組状況について説明をいただき、今後の協議会としての活動計画について、活発な協議をいたしました。

令和8年度末の有人国境離島法の期限が迫る中、人口減少問題、雇用対策、離島ゆえの格差など多くの課題を抱えており、有人国境離島法の延長及び拡充なくして島の活性化はあり得ないと共通認識のもと、以下のとおり決定しております。

1つ目、陳情・要望活動は、役員だけではなく、各市町の特別委員会も含めて、要望活動を強力に進める。

2つ目、要望活動は、支援拡充もあるが、まずは有人国境離島法の延長を最優先に取り組むべきであるということとしております。

その他、報告事項となりますが、自民党の有人国境離島法等を取扱う特別委員会の組織改正が  
あっており、これまでの「離島振興特別委員会」に半島振興を加えた「離島・半島振興特別委員  
会」となっております。

また、以前から本委員会でも、重点事項として協議を重ねてまいりましたジェットフォイルの  
更新については、国の補助事業を活用した更新に併せ、県と壱岐市と対馬市が協調して支援する  
ことにより、九州郵船株式会社所有の一隻について、ヴィーナス2ですけれども、令和10年度  
の就航を目指して更新を進めることとなりましたので、ここで御報告をいたします。

最後に、本委員会の今後の活動として、有人国境離島法が誕生したときと同様に、長崎県下の  
関係市町と連携しながら、長崎県が先導役となり、全国の有人国境地域の各自治体に働きかけて  
いくこと。また、その実現に向けて国・県に対し強く要望活動等を行ってまいります。

以上で、国境離島活性化推進特別委員会の報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 詳細な御報告ありがとうございました。今、報告があった中で、  
有人国境離島法関連の補助金の使い道として、運賃低廉化事業、それから輸送コスト支援事業、  
これが令和5年度が約82.9%、令和6年度が91.9%、ますます比率が高くなってきていま  
す。確かに離島であるがゆえに、一次産品の輸送費が高いということで、本土との同じ土俵に立  
った競争ができないということで、必要な措置だということは十分にわかります。しかし、この  
今の報告の中でも、一方で雇用機会拡充事業は、島内での需要が一定程度落ち着きを見せている  
状況から減少しておりますという報告だったんですが、令和5年度から令和6年度にかけては、  
この雇用機会拡充事業に費やされる予算が3分の1にまで減少されています。今後、この国境離  
島に関する補助金とか、それからもう一つの離島活性化事業のほう、これについても言い方がな  
かなか難しいんですが、一過性のものばかりに費やしていると、国のほうからやはり削減を求め  
てこられるのではないかと懸念を私は持っています。やはり補助金というのは、中長期的な  
展望を持って島の発展につながるような、そういう事業にも予算化をしていくように、そういう  
事業者が現れるような、そういう広報なり、市として、議会としても応募をしていくとか、そう  
いう形がないと、この低廉化事業、輸送コストの費用まで、国のほうから削減されるのではない  
かと懸念されますが、そのようなことについて、国境離島の関係のいろんな会議で話は出ている  
のでしょうか、お聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 今御指摘をいただきました、雇用機会拡充事業についてですけ  
れども、コロナが一段落をしたということで、減少傾向になったんですけれども、これを脇本議

員が言われるように、補助金の増額を進めるためにも、この委員会でまたしっかりと雇用機会拡充、あるいは外国人の雇用に関しても含めて進めていきたいというふうな考えは持っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時20分からといたします。

午前11時04分休憩

-----

午前11時20分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

-----

日程第10. 承認第10号

日程第11. 承認第11号

○議長（初村 久藏君） 日程第10、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第3号））及び日程第11、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第4号））の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を令和6年7月10日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、令和6年6月30日の集中豪雨により発生した災害に係る復旧費用を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,582万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339億9,275万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、地方債の補正は地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表 地方債補正」によるものとし、地方債の限度額を40億4,380万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税662万円を追加しております。

22款・市債は、農林水産施設災害復旧債1,150万円、公共土木施設災害復旧債1,580万円、その他災害復旧事業債190万円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

11款・災害復旧費は、1項・農林水産施設災害復旧費に1,810万円を、2項・公共土木施設災害復旧費に1,580万円を、4項・その他の災害復旧費に192万円をそれぞれ計上しております。

なお、災害復旧費につきましては、別途参考資料を添付しておりますので御参照ください。

続きまして、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を令和6年7月26日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、本年度補正予算（第1号）にて計上しました定額減税対応事業及び住民税非課税世帯等支援臨時特別給付金に係る経費を追加するものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,698万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341億7,974万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款・国庫支出金、2項・国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,698万6,000円を追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2 款・総務費、2 項・徴税費は、定額減税調整交付金 1 億 4,857 万円、給付に係る事務費 121 万 6,000 円を追加しております。

3 款・民生費、1 項・社会福祉費は、住民税非課税世帯等支援臨時特別給付金 3,720 万円を追加しております。

以上、承認第 10 号及び承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております 2 件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2 件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 3 号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度対馬市一般会計補正予算（第 4 号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

日程第 1 2. 報告第 4 号

日程第 1 3. 報告第 5 号

日程第 1 4. 報告第 6 号

日程第 1 5. 報告第 7 号

日程第 1 6. 報告第 8 号

日程第 1 7. 報告第 9 号

日程第 1 8. 報告第 1 0 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 1 2、報告第 4 号、令和 5 事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告についてから、日程第 1 8、報告第 1 0 号、令和 5 年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの 7 件について報告を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました報告第 4 号から報告第 1 0 号までの 7 件につきまして、順に提案理由とその内容を御説明申し上げます。

報告第 4 号から報告第 8 号までの経営状況報告につきましては、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、その経営状況を議会に報告するものでございます。

資料は別冊となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、報告第 4 号、令和 5 事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告についてでございます。

厳原愛育会は、昭和 4 9 年に設立され、平成 2 6 年 4 月に公益財団法人に移行いたしました。

令和 5 年度の運営状況でございますが、平成 3 1 年 4 月から佐須へき地保育所 1 か所の運営を行っております。令和 5 年度では、入所定員 3 0 名に対し最大 2 3 名までの受入れ実績がございます。なお本法人は令和 6 年 3 月 3 1 日をもって解散し、令和 6 年度からは公立へき地保育所に移行し、市が運営を行っております。

次に報告第 5 号、令和 5 事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてでございます。

当法人は平成 1 4 年 3 月に設立され、平成 1 8 年 1 0 月対馬市交流センターの開設以来同センターのテナント管理、交流センター駐車場の管理運営、交流センターにおける施設管理などを主な業務として行っております。

本事業年度における商業施設の 1 日当たりのレジ通過人数は約 2, 5 7 5 人、公益施設、商業施設を合わせた全館の 1 日当たりの来館者数は約 2, 8 1 2 人となっております。

次に、報告第 6 号、令和 5 事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告についてでございます。

当公社は峰町に本所を置き、美津島町、上県町に事業所を配置し、対馬市の農業の活性化を図るため、各種事業を展開しております。

主な事業としましては農作業等の受託、水稻、そば等の栽培事業、畜産経営、堆肥等の生産、販売、上県町及び上対馬町管内における市道等の除草業務及び公園やトイレの管理業務などを行っております。

次に、報告第7号、令和5事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告についてでございます。

当商社は対馬市の経済基盤並びに産業資源の開発振興を目的とし、対馬の地域資源を生かした島内外の流通促進や販路拡大に関する事業を展開しております。

主な事業としましては、島の地域商社として対馬産品等の特色を生かした加工品の開発及び生産並びに加工場及び関連施設の運営などを行っております。

次に、報告第8号、令和5事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告についてでございます。当公社は海藻類の放流種苗を安定的に確保することにより、栽培漁業及び沿岸漁業の振興に関する事業を展開しております。

主な事業としましては、公益事業としてサザエ、アワビ、赤ウニ等放流用種苗の生産、収益事業として、アコヤ貝、岩ガキの種苗生産及びアラメ、カジメの種子生産を行っております。

以上、5法人につきましての経営状況報告でございます。

これらの経営状況報告の質疑につきましては、それぞれの所管の部長において答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第9号、令和5年度対馬市一般会計継続費精算報告について御説明いたします。

議案書19ページをお願いいたします。

本案は地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費に係る継続年度が終了した事業について報告するものであり、令和3年度対馬市一般会計補正予算（第7号）及び補正予算（第9号）並びに令和4年度対馬市一般会計補正予算（第9号）におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました、湯多里ランドつしま機械設備改修事業、令和4年度対馬市一般会計当初予算におきまして継続費の設定の議決をいただきました、厳原港国際ターミナル建設事業、令和4年度対馬市一般会計当初予算及び令和5年度対馬市一般会計補正予算（第9号）におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました、消防署中部支署建設事業につきまして、議案書20ページから22ページにかけましての令和5年度対馬市一般会計継続費精算報告書のとおり継続費の精算を報告するものでございます。

続きまして、報告第10号、令和5年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

議案書23ページをお願いいたします。本案は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第

3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

監査委員の意見書につきましては別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。財政健全化の判断は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標が用いられます。

議案書23ページ、中段の健全化判断比率の表中、実質赤字比率は一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、実質収支が赤字でないため数値はございません。次の連結実質赤字比率は、全会計を対象としました実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、連結実質収支が赤字でないため数値はございません。

次の実質交際費比率は一般会計等が負担する借入金の元利償還金及び公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分の標準財政規模に対する比率でありまして8.8%でございます。

次の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、18.8%でございます。

また、次表の資金不足比率につきましては、公営企業会計におきまして資金の不足額がないため数値はございません。

健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は早期健全化団体、さらに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生団体となります。

本市の健全化判断比率は、これらの数値をいずれも下回っているため、本市の財政状況は健全段階であるといえます。

以上、報告第4号から報告第10号までの7件の報告の説明を終わります。よろしくお願いいたします。申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから7件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号から報告第10号までの報告を終わります。

---

#### 日程第19. 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

○議長（初村 久藏君） 日程第19、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告を行います。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 日程第19、令和5年度事業に係る対馬市教育委員会の事務の管理

及び執行の状況の点検及び評価の報告について御説明させていただきます。

報告書の3枚目になります教育委員会の自己点検・評価についてを御覧願います。

本報告書につきましては、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」とされていることから、毎年作成し、公表しているものでございます。

教育委員会におきましては、対馬市教育方針を柱とし、市の総合計画並びに教育振興基本計画等に基づいた施策を立て計画的に推進するため各種事務事業に取り組んでおります。そしてこれら教育委員会の取組について客観的な視点から自己点検・評価を行い、それらに対して教育に関し学識経験を有する3名の点検評価委員の皆様に見解をいただいております。

その所見の内容でございますが、評価できる点として、教育機関等との連携、学校施設の適正配置の促進、学力向上対策、自己実現を目指す子供の育成、ICTを活用した教育の充実、郷土を愛する「つしまっ子」の育成、生涯競技スポーツの普及振興及び文化財の活用等について一定の評価をいただいております。一方、改善を要する点として小中学校施設の整備、島っこ留学の促進、特別支援教育の推進、生徒指導の充実、幼稚園・こども園教育の充実、芸術文化活動の発表機会の場づくり、及び文化財の情報発信の強化等について期待を込めた御意見をいただいております。教育委員会では学識経験者からいただいた所見を真摯に受け止め、今後におきましてもより一層市民皆様に信頼される教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、報告書の1ページから25ページに教育委員会の活動及び管理執行事務、教育委員会事務局の執行事務に係る項目別活動内容及び点検評価コメントを記載し、26ページ以降に学識経験者からの所見を記載しております。

以上、簡単ではございますが、教育委員会の点検評価報告書の説明とさせていただきます。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 報告ありがとうございました。

私も毎年見せていただいて、感じたことを申し上げているんですけども、特に昨年、あるいは一昨年の議会で報告があって、特に外部からの学識経験者の方々からの意見等が次年度以降に生かされているかどうかということを中心に拝見しました。その中で、改善された点として今部長からも報告がありましたように、何点か私も評価したいなと思いました。

外部の学識経験者の方々、すごくやっぱり委員会のいろいろな計画や事業評価を丁寧になされていて、すごく参考になると思います。そして、改善された点として具体的なことを私が感じた

のは3点ほどです。島っこ留学について、なかなか狙いと実態が合わないところがあったんですが、孫戻し留学制度を取り入れて留学する子供さんが増えたということは、やはり大いに評価すべきことじゃないかなと思います。里親の確保がまだ課題になっているのはありますけども、これはなかなか難しいんだろうなと思います。

2点目としては、特別支援教育の充実という点で、学校現場あるいは幼稚園を含めて、介助員の配置というのがここずっと数年進んできて、平成26年に始まったときには44名の介助員だったんですが、現在90名ということで、すごく手厚い人的措置がされているという点でこれをまたずっと進めていただきたいなと思います。

3番目に、今までずっと言われていたんですが、少年の主張大会と人権を考える集いがなかなか人が集まらないということだったんですが、これも何か改善がされて、こころアクションフォーラム in 対馬ということで開催されて、多くの人に参加できる機会ができたということも評価をしたいなというふうに思います。

しかし、ほかにも外部の方々からの指摘だけじゃないんですが、今後まだ改善すべき点があるんじゃないかなというので何点かお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、1点目は、教育総合会議についてですけども、ここ数年ずっと年1回の開催ができてはいるんですけど、このことについては年1回だけで十分機能しているのかどうかということをもまずお尋ねをしたいと思います。これは市長部局のほうの総務課の所管というふうなんですが、教育委員会のほうからも必要があれば開催を申し出ることができるというふうに規定をされていますので、その辺り1回だけで十分なのかどうかということが1点です。

2点目は個々の学びの充実というのが評価書の中では7ページに記載されていますが、個々の学びの充実という点で学力向上対策がいろいろ打たれているということなんですが、児童生徒の学力の実態というのは、このいわゆる点検評価報告書の中には見えないんですよ。これ、私たち議会にも、あるいは市民の方にも、対馬の子供たちの学力の実態がどうなのかということをやはり知ってもらうためには、それを具体的に県あるいは国の学力調査とにらみ合わせた数字をお尋ねをしたいと思います。

3点目は、これも生徒指導関係で子供たちの実態に伴うことなんですが、不登校というのがどうしてもやっぱりなかなか減らないというふうに聞いています。このことについても教育支援センターを中心に委員会のほう、あるいは各学校を対応していただいているんですが、これの数もこの評価の中の点検報告書の中では出てこないんです。多分外部の学識経験者の方にはそれなりの説明をしてされたと思うんですが、このあたりのここ数年の不登校の子供たちの実態とそれから支援センターの活動状況を少し報告を詳しくしていただいたほうがいいかなと思います。

それから次は施設設備関係ですけれど、まず学校関係でも、これは外部の委員さんから指摘が

あっていましたが、訪問した学校で雨漏りがしていて、即席の雨漏り対策をしてあったけども、これが何かいわゆる日常化しているというような指摘もあっています。これは特定の学校の一例だと思いますが、各学校老朽化が進んでいる中で補修の要望等も結構多いかと思います。そのあたりはどれくらいの学校からどれくらいの件数が上がっているかということもやはり報告をしていただいたほうがいいんじゃないかなと。

同じく教育委員会の中で、公民館関係についてのこういう文言がありました。施設設備の修繕必要箇所が増加をしていると。けれども、予算の関係面でしょうね、緊急性のある修繕から対応しているというふうな記載がありましたが、このあたりも結構、旧6町時代の施設古くなっているから件数が多いんじゃないかと思いますが、このあたりのデータといいますか、どれくらいの件数が要望があっているのか、これは総務文教委員会等では指摘があっているかわかりませんが、けれども、そのあたりもやはり1年間の1回だけの報告ですから、全体の議会の中でも報告をしていただいて、改修等の計画があるならば、そのあたりも報告をいただけたらというふうに思います。

それから、15ページのところで地域子供教室の推進事業の実施について、これも私何回か一般質問でも取り上げましたし、質疑でも取り上げたことがあります。地域子供教室の推進事業、新たな子供教室の設置について検討を進めていく必要があるというのが委員会のいわゆる事実ですけれども、これ具体的にどのような取組をされたかということで、報告をいただけたらと思います。

以上、ちょっと具体的なものもありますけども、答弁できる範囲でお願いします。

○議長（初村 久蔵君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 失礼いたします。小島議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

御質問の中で学力向上対策と不登校関係につきましては、後ほど教育長のほうから答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、総合教育会議の開催について、ここ数年、毎年1回の開催になっておりますけども総務部のほうとも協議しながら開催をさせていただいております。ですので、必要な協議の必要案件等が発生すればまたその辺は対応して年2回の開催なりしていくことも今後考えております。

次に、施設の改修状況でございますけれども、学校施設の現在修理箇所等に把握している分につきましては、それぞれいろんな学校で確かに雨漏りとか浄化槽関係とか、大変多くの件数を把握しております。その中で順次、緊急性または安全性など考慮しながら、対応する場所については教育委員会のほうで検討させていただきながら、予算確保に向けて対応を進めていっております。学校関係につきましては、今度振興計画なり当初予算または今度の9月補正等について予算

要求等もさせてもらっておりますけども、全体で現在把握している件数でも約50件以上は修理する箇所としては把握しております。

学校のほうの大きな改修関係につきましては、学校施設の長寿命化計画または学校トイレの洋式化、学校遊具等の設置改修等についても、教育委員会の内部で計画を立てながら、順次整備を進めさせていただいております。公民館施設につきましては、現在把握している修繕箇所といたしましては、約8か所程度の修繕を今把握しております。こちらについても予算確保に向けて取り組んで順次修理等を行っていかねばと考えております。

あと、地域子供教室についてですけども、新たな教室の開設については、なかなか実施できていない状況でございます。やはり教室に関わるスタッフの確保等がなかなか難しい状況がございまして、こちらとしては校長会、教頭会、また関係者が集まるようなところで新規の開設に向けてのお知らせ等は行っておりますけども、実際のところなかなか開設まで至っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） まず最初に、何点かお褒めの言葉をいただいております。ありがとうございました。

まず、学力についてです。昨年度も同じようなことをお答えして、また同じような回答になるのは申し訳ないんですけども、毎年発行している教育要覧という資料があります。これはインターネット上に公開しております。この中の13ページに現在の対馬市の子供たちの学力調査の結果が大体の数値として、県や国と比較してどの程度の差があるかということを公表しております。ただし、議員御指摘のとおり、具体性に欠けるという点については否めませんので、今現在、学校教育課のほうでこれのもう少し分かりやすく公開できる方法はないかということで検討中です。場合によっては市報等で市民の皆様にも広く知っていただくという手続も必要かと。ただし、その際に懸念されるのは、もし数字を公表した場合には、各学校がこの数字を上げることにこだわって得点を取る技術の指導になりやしないかということも懸念されますので、本来の学力を身につけるための授業というのはしっかり大事にしながら、得点だけにこだわらない指導を先生方にはお願いしたいということは確認をしておきたいと思っております。

その上で、どのような方法で公開したらいいかということは、今作成中の指針、これを校長会、そして教育委員の皆様にも御意見をいただきながら、よりよい公開の仕方を考えていきたいと思っております。ちなみに申し上げますと、直近で行われた本年度の全国学力学習状況調査においては、小学校では全国平均と比較して国語、算数ともに4ポイントほど下回っております。中学校では、国語で約6ポイント、数学で約7ポイント全国から下回っている状況です。県の平均自

体も国よりも下回っておりますので県平均と比較するとその差は少し小さいかと思います。

次は不登校についてです。これについては、昨年12月の議会で春田議員から御質問いただいた際にお答えをしましたけども、もう一回確認をしたいと思います。昨年度、令和5年度の不登校者の人数、これも教育要覧に掲載しておりますが、小学校が8名、中学校が47名、これは年間30日以上欠席した児童生徒の数です。病気や経済的理由を除きます。55名というのは過去最高的人数です。この人数は、令和4年度は43名でした。小中合わせて。これは、児童生徒が1,000人当たりで計算すると、対馬市では1,000人当たり22人、ちなみに全国では31人となっておりますので、10人ほど全国平均よりは少ない状況でございました。ただ、令和5年度の55人は対馬市は28.2人となっております。これは、まだ昨年度の分は、国も県も10月に公表されますのでデータがないんですけども、昨年、令和4年度の県の平均が29.8人ですので、1年遅れですけども、対馬市のこの1,000人当たりの人数も県の平均に近づいてきている状況でございます。本年度の人数ですけども市では、毎月各学校から月7日以上欠席した児童生徒の人数の報告を受けております。大体今年度は小学校が毎月5人前後、月7日以上欠席した数です。中学校が20人前後で推移をしております。これが年度最後には、恐らくまたこの令和5年度と同じような数字になってくるんじゃないかなと思います。御承知のとおり、教育支援センターの先生、またカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの先生とも連携をしながらこの対策を続けているところですけども、なかなか効果的な目立った改善が見られない状況でございます。今後も引き続き関係機関と連携を取りながら進めてまいりたいと思います。

長くなりました。申し訳ありません。

以上です。

○議長（初村 久蔵君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 毎回、大体この質問をしたら12時ぐらいにかかって、いつかは議長から簡潔にと言われましたので、簡潔にいきいたいところなんですけど、今詳しい説明いただきましたけど、ありがとうございました。

それで、まず、教育総合会議については、これ去年もこういう指摘があっていますよね、外部の識者から、改善を少し連携を密にして課題解消を図るべきじゃないかということで、これ市長部局のほうですから十分御検討いただきたいと思います。令和5年度の方は、1月下旬にあった時、すごく内容の濃い協議があっていますよね。学校給食の問題、それから幼稚園、保育所のいわゆる就学前の組織の在り方、1月にやっていたんですけど、その後、その協議したことを課題解消のために、市長部局とそれから教育委員会サイドで当然協議がなされていなきやいけなかったと思うんですけど、私6月に一般質問したときには、そこから先進んでなかったですよね。だか

らやっぱりそのあたりで、これは教育総合会議については、もっと重要視していただきたいなというふうに思います。これは市長のほうがうなずいておりますから、十分今後吟味いただいた上でお願いします。

それから、2番目のほうの施設設備関係のところでは、結構箇所があるということは今部長から答弁いただきましたように、やっぱり予算限度の中でどうするのかということをやはり学校現場、あるいは社会教育施設関係、スポーツ面も含めて、やはりここはこれぐらい先にならないとできないとか、ここは1年2年後にできるとか、そのあたりをやっぱり明示してやったほうがいいんじゃないかと思います。緊急的なことは対応していただいているというのは承知した上で、やっぱりそれをお願いをしたいと思います。

それから、部長答弁いただいた中の地域子供教室については、これは国のほうが新・放課後子ども総合プランの中では、こういうふうに書いてありますよね。全小学校区で文科省の放課後子供教室関係か福祉のほうの学童か、それを開くべきだというふうなのが国の基本的な考え方なんで、島の中でも、どちらもない校区というのがいっぱいありますよね。それはぜひ積極的に行政のほうから働きかけていただかないと、これも去年と全く同じ答弁なんで先に進まないと思いますよ。ぜひこれは子育ての面に対馬の人口増加という点でも、重要な施策だというふうに感じますので、これぜひお願いをしたいと思います。

そして教育長答弁いただいた学力問題については、教育長おっしゃったように点を取るのためにテクニック的なことを求めているわけじゃないわけで、外部委員の方がこういう指摘をされてましたよね。いわゆる学力というのがやっぱり充実していないと子供たちには身につかない面があるんじゃないかという指摘がありましたけど、それは教育長御存じですよ。それでやっぱり全国と比べたとき長崎県は低いと、全国平均より何ポイントか低いですよ。そういう中でもまた県の中でも対馬市は低いという実態というのは教育長もおっしゃったとおりで、それは教科とか学年によって少しプラスマイナスはありますけども、低いという実態は十分やっぱり知った上で、これは保護者や地域にも分かっていたく、それを教育長、広報等でも周知したいというふうにおっしゃったから、これは大きな前進じゃないかなと思います。それをやっぱり保護者や地域の方に分かってもらった上でないと、なかなか学校だけの指導だけでは学力というのは身につかないと思います。何ポイントずれたらというのは全国のトップと一番下で10ポイントという開きはないんですよ。一番高い県と低い県でもですね5、6ポイントとか7ポイントぐらいしかないんですよ。平均から2ポイント、3ポイント離れているのが長崎県ですから、それからまた離れているということは、対馬の子供たちの学力は十分じゃないということをやっぱり認識したほうがいいなというふうに思います。ということで7分になりましたので、これで一応私なりの要望を含めた答弁に対しての意見を申し上げて終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで教育委員会の報告を終わります。

暫時、昼食休憩といたします。再開を13時10分からといたします。

午後0時07分休憩

-----  
午後1時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

報告します。入江議員より早退の届出がっております。

-----  
日程第20. 認定第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第20、認定第1号、令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました認定第1号、令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めるものでございます。

令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算における歳入合計は333億4,165万1,618円、また歳出合計は323億5,863万8,845円であり、差引残額が9億8,301万2,773円となっております。

なお、決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

正副委員長互選のため、決算審査特別委員会を議員控室に招集します。

暫時休憩します。

午後 1 時 12 分休憩

-----  
午後 1 時 27 分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

報告します。決算審査特別委員会の委員長に作元義文君、副委員長に上野洋次郎君が決定しました。

-----  
日程第 2 1. 認定第 2 号

日程第 2 2. 認定第 3 号

日程第 2 3. 認定第 4 号

日程第 2 4. 認定第 5 号

日程第 2 5. 認定第 6 号

日程第 2 6. 認定第 7 号

日程第 2 7. 認定第 8 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 2 1、認定第 2 号、令和 5 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 2 7、認定第 8 号、令和 5 年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました、認定第 2 号、令和 5 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号、令和 5 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号、令和 5 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号、令和 5 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号、令和 5 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 7 号、令和 5 年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 6 件の決算につきましては、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別紙、監査委員の意見を添えて、議会の認定を求めるものでございます。決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 水道局長、舍利倉政司君。

○水道局長（舍利倉 政司君） ただいま一括議題となりました認定第8号、令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙、監査委員の意見書、並びに事業報告書等の関係書類を添えて、議会の認定を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから7件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

認定第2号から認定第8号までの7件は、配付しております決算審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

## 日程第28. 議案第52号

○議長（初村 久藏君） 日程第28、議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました、議案第52号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、ジェットフォイル更新支援事業の計上、新型コロナウイルス予防接種事業の計上、市道烏帽子岳線及び市道落土砲台線道路災害防除事業の計上、6月末の集中豪雨にかかる災害復旧事業費の追加などが主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,353万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億4,327万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、継続費の補正は、継続費の変更を8ページ、9ページの「第2表 継続費補正」によることとし、厳原中学校長寿命化改良事業にかかる継続費の総額、及び年割額の変更をするものでございます。

第3条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加を8ページ、9ページの「第3表 債務負担行為補正」によることとし、ジェットフォイル更新支援事業を追加するものでございます。

第4条、地方債の補正は、地方債の追加及び変更を10ページ、11ページの「第4表 地方債補正」によるものとし、緊急浚渫推進事業を1,000万円追加し、地方債の限度額を各事業の変更分と合わせて41億5,720万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税4,990万8,000円を追加しております。

15款・国庫支出金でございますが、1項・国庫負担金は、道路災害復旧事業負担金1,160万円の追加、及び河川災害復旧事業負担金1,400万円の計上でございます。

2項・国庫補助金、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金、住宅費補助金3,451万9,000円の減額が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

16款・県支出金、2項・県補助金は、農地農用施設災害復旧事業補助金975万円の計上が主なものでございます。

19款・繰入金でございますが、1項・特別会計繰入金は、介護保険特別会計繰入金1,274万1,000円の計上、2項・基金繰入金は、振興基金繰入金1億円、教育施設整備基金繰入金1,000万円、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金650万5,000円をそれぞれ減額し、合併振興基金繰入金4,900万円を追加するものでございます。

20ページをお願いいたします。

20款・繰越金は、前年度剰余金9,801万2,000円の追加でございます。

21款・諸収入は、新型コロナウイルスワクチン接種助成金4,031万3,000円の計上でございます。

22款・市債は、市道烏帽子岳線道路災害防除事業4,000万円、市道落土砲台線道路災害防除事業2,000万円、雞知団地整備事業3,450万円、厳原中学校長寿命化改良事業1,300万円の追加など、各事業の事業費の増減によりまして、合わせて1億2,340万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途参考資料をタ

ブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

22ページをお願いいたします。

2款・総務費でございますが、1項・総務管理費、7目・企画費は、インターネット移行案内事務等委託料1,434万5,000円の追加、ジェットfoil更新支援事業補助金4,912万5,000円の計上などが主なものでございます。

24ページをお願いいたします。

2項・徴税費は、固定資産適正化業務委託料859万7,000円の追加が主なものでございます。

3款・民生費、2項・児童福祉費は、乳児紙おむつ等給付費780万円の計上が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費は、水道事業負担金1億847万3,000円の減額、新型コロナウイルス予防接種事業委託料6,460万円の追加が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

6款・農林水産業費、1項・農業費は、農村景観保全事業委託料495万円の計上、2項・林業費は、浜久須地区自然災害防止工事450万円の計上が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

7款・商工費、1項・商工費は、湯多里ランドつしま指定管理委託料1,764万6,000円の追加などが主なものでございます。

8款・土木費、2項・道路橋梁費は、2目・道路維持費で、維持補修工事費1,380万円の追加、3目・道路新設改良費で、市道烏帽子岳線道路災害防除工事4,000万円、市道落土砲台線道路災害防除工事1,990万円の計上などが主なものでございます。

32ページをお願いいたします。

3項・河川費は、維持補修工事費1,087万8,000円の追加でございます。

36ページをお願いいたします。

10款・教育費は、3項・中学校費、3目・学校建設費で、厳原中学校長寿命化改良工事400万円の追加のほか、各教育施設の修繕料等の追加が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。

11款・災害復旧費、1項・農林水産施設災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧費、2施設1,630万円の追加。

2項・公共土木施設災害復旧費は、道路災害復旧費、2施設1,610万円、河川災害復旧費、2施設1,880万円を追加しております。

なお、42ページ、43ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしく願いいたします。

以上、議案第52号の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 補正予算のほうの参考資料1ページの総合計画推進事業で、第2次総合計画の進捗確認と市民アンケート等により評価分析を行い、その結果を第3次対馬市総合計画の策定に反映させますということですが、もう少し具体的にどういったことをやろうとしているのか教えてください。

それから次のページの、第1次産業プラス副業支援事業についてなんですが、新たに副業の経営を開始する農林水産業を本業とする者が対象になっていますが、この農林水産業を本業とする者に対象を絞ったのはなぜか。今、建設業等多角経営等で農業のほうに拡大したりしているところもあると思うんですが、これを農林水産業を本業とする者と絞った理由は何なのか、その辺りも説明いただきたいと思います。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） 脇本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合計画推進事業のほうですけれども、もう少し詳しい内容ということでございますので、まず、第2次総合計画の期間が令和3年度から令和7年度の5年間ということでございますので、令和7年度に第3次対馬市総合計画を策定するに当たりまして、第2次対馬市総合計画に対する各課のヒアリング及び市民アンケート分析等を実施するよう計画しております。

詳細につきましては、各課へのヒアリング、それと各既存データや調査結果の整理分析などを考えております。それと市民の満足度調査ということで、市民アンケート調査の実施、それと市民の少しキーマンになるような方20名程度へのヒアリングを予定しております。

続きまして、第1次産業プラス副業支援事業でございますけれども、本事業につきましては、第2期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、若者の移住・定住の推進、持続可能な農林水産業の推進、この項目に従って、今回第1次産業プラス副業事業を開始するものでございますが、農林水産業に絞ったということは、この辺りの総合戦略に基づいたという点がございまして、それと、農林水産業を始めるUIターン者、こういった方にとっても第1次産業に興味を持っていただくきっかけづくり、そういったことにもつながらないかなと思っておりまして、今回、補正予算として挙げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 最初の総合計画のことについては、いわゆるPDCAをしっかりとやっていくんだということで評価できると思います。第3者に委託する委託料という形でよろしいですね。

それと2つ目なんですが、名目自体が第1次産業プラス副業支援事業ということなので、農林水産業を本業とするというふうになっていると思うんですが、これ財源を見ていると一般財源なので、国のいろいろな補助金、交付金の縛りがあるというわけではないと思うので、先ほど申し上げたように、本業は建設業だけでも、1次産業を創業というか、第2創業しているところもあつたりすると思うんですね。その辺りの捉え方として、本業というのは、多分その収入が一番多いものをその会社の本業というふうに認定していくんでしょうが、そうでないところでも、体力のある事業者はあると思うんですね、本業じゃなくても。そういったところについては対象にならないということよろしいですか。建設業等が農業関係、シイタケとか、いろいろ農作物を作ることに進出しているところがあるんですが、そういうところは対象としないということでしょうか。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） 今回の第1次産業プラス副業支援事業につきましては、農林水産業を営んでいる方を対象とさせていただいております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） そうするのはいいんですが、その理由が、本業としてなくても、今そちらのほうを副業というか第2創業として農林水産業をやっているところもあると思うんですね。別途それをやるために、例えばまき網とかやるために、別途の会社を立ち上げる場所は、別法人ですから対象外となるでしょうが、別法人ではなくて、一事業部としてやっているようなところが、これをやるということについて補助金を対象としないというのは、何かUIターン者を受け入れるところをもっと増やしていこうというのであれば、そこを制限する必要はないのかなと思ひまして、質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことについて、私のほうから補足をさせていただきたいと思ひますけれども、先ほど担当部長が申しましたように、今回のこの事業については農林水産業を本業とするということで、例えば一例なんですけれども、特に今、漁業者のUIターン者が多いということで聞いております。そのようなUIターン者の漁業者が本業の漁業だけではなくて、例えば先ほどお話があつたように、シイタケ作りとか野菜作りとか、そういったところにも進出でき

る環境を作ろうということで、今回このような支援事業を開始するということにいたしました。

議員おっしゃられるように、これがもし、もう少し成功していけば、枠を広げていけるのかなという思いも持っているところでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。14番、小宮教義さん。

○議員（14番 小宮 教義君） 14番です。この補正5号は各常任委員会に付託されると思うんですけども、まず、基本的なことを何点かお尋ねをしたいと思います。

この参考資料の3ページがあるんですけども、この湯多里ランドの指定管理事業の増額というのがあるんですが、一般財源から約1,760万円の支出をしておるんですけども、ここに表がございますよね。プールと温泉等ということで。今回この増額というのは、この表にあるように、まず、プールについては91日間休んだんだと、それを保証するんだと。そして期間は、プールは4月1日から7月10日の期間に休んだので、その分の収入がないんだということで上がってきておると思うんです。そして温泉については、75日間営業ができなかったんだということで、これは10月1日から12月23日間の75日間営業できなかったんだということで、この営業の補償的なものになるわけですが。

ここでこの予定収入額というのがあるんですが、プールだけに的を絞っていきたいと思うんですが、このプールというのは市が公募をかけてしたんですが、そして4月1日からでもプールが使える状態だと。その前の1年間というのは、市が直営で福岡のほうの事業者に委託をしとったんですよ。その条件の下に、4月1日付からはプールが使えるという流れの中での、このような数値になっておると思うんですが、そう理解してよろしいですね。

ここに予定収入額というのがあるんですが、この予定収入額というのは、お金が入ってくるわけですから、どこからか入ってくるわけですね。プールの収入というのは、例えば1人800円の使用料という形での、この予定の収入額だと理解できるわけですが。先ほど言いましたように、プールについては4月1日からもう営業できるわけですね。

それで市が去年作成された、これ委員会の配付の資料なんですけど、この予定収入額というのは、先ほど言ったようにプールとか温泉に入る方の予想を立てた分の金額になるんですよ。それ以外に収入はないんですから。そしてこの委員会で頂いた資料では、このプールの収入額が大体もう一定になっているようです。大体、プールが、市のほうのこの資料によると、プールは1年間に2,860万円の収入があるんです。そして温泉については、1,150万円の使用料が入るんだということになっているんですよ、最初は。そういう形で、足りない部分なんかを委託料として出しているんですよ。そういう解釈になるんですが。

それでこの予定収入額が、今回は1,710万円しかないじゃないですか。本来ならこれは

2,860万円ではないのか。そして温泉については、当初からの見込みは半年ぐらい使えないのでということになっているんですが、その中においても資料を頂いているのは1,150万円なんです。非常にブレが多すぎるんですよ。当初の計画ですから、なぜこのような大きなブレが、数値が発生したのかということを、先に数値的なもののお尋ねをした後に、まず5点ぐらいメモしていただければと思うんですが。

この指定管理料の経緯について、私どもの議会で昨年3月15日に委員長報告がなされました。3月15日ですよ。その後、契約をされたんでしょうけれども、その契約の流れについて、日にちを追って御説明を頂きたいと思います。

それと2点目が、この指定管理業者なんです。株式会社クリルというふうに認識しております。指定を受けた相手側はですね。それで実際は、株式会社サクラさんという会社がハローワークに求人なんかを出して、そして募集をかけているんですよ。この株式会社サクラというのはどのような会社なのかということが、2点目ですよ。

それと、この令和5年のこの資料によると、もう過ぎた令和5年ですけども、その赤字となる分については指定管理料で払っておるんですが、それが昨年は、令和5年は6,524万円払っております。これは、本当に支払いがされたのかということですね。全額支払いがされたのかということが、まず次ですね。

そして4点目なんですけれども、このように、今の時期に、だから事件が発生したのは4月1日から換算すると、もう既に1年半過ぎているんですよ。このような資料が出されたのは、これからすると本年度の当初予算の指定管理料が入っていますので、今年度になってこのような清算が出てきたと思うんですが、これは今年度になって、年度が変わって、このような表の作成がされたのかということですね。

それと次の点ですね、5点目が、4月1日付でプールがオープンしています。そのときの、オープンしたときの株式会社クリルなり、または株式会社サクラなりの人員の配置はどうなっておったのかということですね。

まず、その部分をお聞きをいたします。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） お答えをいたします。

まず、1点目の契約の流れといいますか、日付でございますけれども……。

○議員（14番 小宮 教義君） 一番最後のプールの関係のこれだけの金額はどうして収入が違っているのか、説明を。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） その点につきましては、今回、減収補填を計算する上で、根拠となる数字というのが、令和5年から指定管理が始まっておりますので、3月末まで実績

が出るのを待って計算をいたしました関係がありまして、このような数字の算定をしております。

○議員（１４番 小宮 教義君） 次、お願いします。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） 契約の流れでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたとおり、令和５年３月１５日に議決を頂きまして、翌日３月１６日に指定管理者に指定の通知をお送りさせていただき、基本協定書の締結は令和５年３月２８日となっております。

２点目の株式会社クリルと株式会社サクラの関係性といいますか、株式会社サクラにつきましては株式会社クリルの代表取締役が１００％出資した会社でございます。

すみません、３点目は……。

○議員（１４番 小宮 教義君） 昨年の分は全部支払いをしたんですか。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） 令和５年度の管理委託料は、全額支払っております。

４点目ですね。今の時期になった理由でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、減収補填に係る見込み収入額の算定について、指定管理者との協議も踏まえて、実際の収入額を算定の根拠とすることが最も適当であると判断いたしまして、３月を終わった後の報告を待って算定をいたしましたので、今回の補正予算の上程、提案となりました。

○議員（１４番 小宮 教義君） ５点目は。人員配置について。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） プールの人員配置でございますけれども……。

○議員（１４番 小宮 教義君） いいですよ。

○議長（初村 久藏君） 小宮教義君。

○議員（１４番 小宮 教義君） 後で、委員会付託ですから、しっかりと審議していただけたと思うんですが。

まず、先ほどの１点の、この表からすると、私が求めたのは実際の予定価格というのは先ほど言ったような価格になるんです、誰が考えても。なぜこれだけのずれがあるかという説明を求めたんですけれども、その部分についても常任委員会のほうでしっかりと審議をしていただきたいと思います。

それと指定管理の経緯の流れについては、委員長報告の後に３月１６日に通達を出して、そして３月２８日にお互いに署名をした。そして、４月１日付での契約の履行ということで、協定書もそううたってありますので、そのとおりだと思います。

それで、この２番目の株式会社サクラなんですが、実質的にここが営業をつかさどっているということです。先ほど、親会社が１００％と言われるけれども、このサクラの代表取締役は、運営している方は株式会社クリルの役員も兼ねていないようにありますね。それで、この株式会社サクラというのが、確かに子会社だと思います。子会社でよろしいですよね、そのようにうたってありましたから。子会社で、この会社ができたのは、いつだと思われますか。調べてないでし

よう。登記簿上は4月6日なんですよ、会社ができたのが。それから募集をかけているんだから、人集めにかなりの時間がかかるんですよ、常識として。

この会社が4月6日に会社が出来上がって、そのときには湯多里ランドには人はいなかったはずですよ、常識としてね。ここにうたってあるのは、91日間の保証というのは、4月1日から7月10日の91日間ですよ。これは物理的にあり得ないんです、誰が考えても。その分もまた審議していただきたいと思いますが。この表からすると予定価格が1,700万円で、売上げが1,200万円だったと。これは、先ほど言ったように、4月1日から7月10日までの期間、これを省いた金額だというのが普通だと思います。実際にあった分だから。でも、91日間の4月1日から7月10日の分を請求しているわけですから、物理的におかしいので、この分もよく審議をしていただきたいと思います。

それと、この指定管理料。これは6,524万円を全額払ったということですよ、先ほどの話ですとね。払ったというのは、この年度協定書を交わすわけですね、相手側とは。1年間のうちにどれだけ払いますよと。何月に何ぼという協定書を交わすんですよ。その協定書からすると、4月、7月、10月、1月の4回です。平均すると4月の支払いが1,531万円です。支払いをしているんだから。でも先ほど言ったように、物理的に人はいないんだから。このような発生はできないんですよ。確認を当然して、支払いをするんだから。このような矛盾があります。これも十分審議をしていただきたいと思います。

それと、先ほどのこの資料は、令和6年から、新しい年度になって作ったんだということですよ、間違いないですよ。そうすると、この協定書があるんですが、先ほどの令和6年の4回お金を払った協定書の中に、このようにあるんですよ。よう聞いておいてくださいよ。追認事項としてあるあつてですね、この期間、令和5年4月1日から時が流れて、契約の内容に従い変更があった場合、甲が異議を申し出ない限り、要するに相手側、管理業者が異議を申し出ない限り、この契約に基づく債務の履行として、甲の追認があったものとみなすと。相手が何も言わなければ、この金額の決定をしたということなんですよ。さらに既に金額はそのとおり払っておるんだから、この第5条にも反するんじゃないですか。そのところもよく審議してくださいね。

それと、この株式会社クリルと下請が株式会社サクラさんということですけども、この協定書からすると、協定書ともう一つ仕様書というのがあるんですよ、この業界にはですね。そして仕様書の中には、このようにうたってあります。これは基本協定書ですね。この中に、第10条には本業務を一括して第3者に再任してはならないんだと。ただし清掃とか警備ぐらいのものはいいですよということであるから、現状からすると、この第10条にも違反している。

さらに、この仕様書というのがあるんですが、これもどういうふうに使っていくかということですね。その中の第8条、ここにもこう書いてあります。個人情報の扱い等についても自力行

うものとし、第3者、乙の会社、株式会社クリルですね。乙の子会社にも委託してはならないと。これは会社法でいう第2条の第1項の3号の文なんです。これに値するわけですから、これについても再委託の禁止であると。これも十分審議していただきたい。

それと、この4点目にあつたのですが、オープンしたときには当然誰もいないんですよ。会社ができしたのは4月6日ですから、おるはずがないんですよ。でも、この配置図には7名の職員と、プールだけですよ。7名の職員と、それとインストラクターというんですか、あれも6名も配置すると明記してあるんですよ。それが整って、初めて指定管理料の支払いはできるんです。だから、配置そのものもないんだから、このような金額というのは発生はしないんですよ。ということなんです。これは、産業建設常任委員会のほうでも付託されると思うんですが、十分に法的根拠も取り入れて、審議をしていただきたいと思います。一般財源の1,700万円ですから。

ということで、返事はできないんでしょうから終わります。返事があれば、しとっていいよ。そのまま……、いいよ、もう。

以上です。

○議長（初村 久藏君） この件は委員会へ付託されておりますので、委員会のほうで審議をしてもらいたいと思います。

○議員（14番 小宮 教義君） お願いしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をします。

---

## 日程第29. 議案第53号

○議長（初村 久藏君） 日程第29、議案第53号、令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました、議案第53号、令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

今回の補正は、令和5年度の介護給付費及び地域支援事業費精算に係る国費、県費及び支払基金交付金の返還金が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,091万

8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億984万9,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3款・国庫支出金、1項・国庫補助金は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を計上しております。

7款・繰入金は、一般会計繰入金及び介護給付費準備基金繰入金を追加しております。

8款・繰越金は、前年度剰余金を追加しております。

予算書10ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款・総務費は、通信運搬費を追加するものでございます。

6款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は、過年度分保険料払戻金の減及び令和5年度介護給付費等負担金及び地域支援事業交付金に係る国費、県費及び支払基金交付金の返還金を計上するものでございます。

2項・繰出金は、前年度精算に伴う一般会計繰出金を計上するものでございます。

以上で、議案第53号の提案理由とその内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第53号、令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第30. 議案第54号

### 日程第31. 議案第55号

○議長（初村 久藏君） 日程第30、議案第54号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第31、議案第55号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、舎利倉政司君。

○水道局長（舎利倉 政司君） ただいま一括議題となりました、議案第54号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第55号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第54号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、水道施設整備工事費用の財源の見直しに伴い、水道事業債の追加と一般会計負担金の減及び工事請負費の追加が主なものでございます。

補正予算書、3ページをお願いいたします。

第1条で、令和6年度対馬市水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和6年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で、第1款・水道事業収益、第2項・営業外費用を2万4,000円減額し、水道事業収益の総額を10億6,640万円とするものでございます。

第3条で、予算第4条本文中括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,252万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額4,127万8,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,214万3,000円、減債積立金1,318万1,000円、建設改良積立金7,592万1,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入で、第1款・資本的収入、第1項・企業債を2億4,570万円追加、第3項・負担金を1億844万9,000円減額し、資本的収入の総額を5億4,698万7,000円とし、支出

で、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費を2,886万3,000円追加し、資本的支出の総額を8億9,951万円とするものでございます。

第4条で、予算第6条中の表中、5,370万円を2億9,940万円に、第5条で、予算第10条第1号中、2,430万6,000円を2,428万2,000円に、第4号中、1億8,738万8,000円を7,893万9,000円に、第6条で、予算第11条中、1,000万円を1,500万円に改めるものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入でございますが、1款・水道事業収益、2項・営業外収益、4目・他会計負担金は、企業債利子負担金2万4,000円の減額でございます。

次に、資本的収入でございますが、当初予算において、水道施設整備工事費の財源は水道事業会計の単独費及び一般会計からの負担金を計上しておりましたが、費用の平準化と安定した事業運営を進めるため、改めて負債計画等の検討を行い、財源の内訳を次のとおり補正するものであります。

1款・資本的収入、1項・企業債、1目・企業債の水道事業債を2億4,570万円追加し、3項・負担金、1目・他会計負担金の一般会計負担金を1億844万9,000円減額するものでございます。

次に、資本的支出でございますが、1款・資本的支出、1項・建設改良費、2目・施設整備費は、水道施設整備工事費2,886万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第55号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和5年度に係る消費税の還付と手数料及び企業債利息の追加が主なものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入で、第1款・漁業集落排水事業収益、第3項・特別利益を70万5,000円追加し、漁業集落排水事業収益の総額を2,635万5,000円とし、支出で、第1款・漁業集落排水事業費用、第1項・営業費用を6万3,000円追加、第2項・営業外費用を5万2,000円追加し、漁業集落排水事業費用の総額を2,568万9,000円とするものでございます。

第3条で、予算第4条中の2中、1,035万8,000円を1,026万1,000円に改める

ものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入でございますが、1 款・漁業集落排水事業収益、3 項・特別利益、1 目・その他特別利益は、インボイス制度が令和 5 年 1 0 月から施行されたことに伴い、当事業が消費税の課税事業者になったことで、それ以降の令和 5 年度に係る消費税において還付金が見込まれるため、特別利益 7 0 万 5, 0 0 0 円を追加するものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1 款・漁業集落排水事業費用、1 項・営業費用、1 目・処理場費、1 7 節・手数料は、汚泥引き抜き手数料 4 万 3, 0 0 0 円の追加、2 目・総係費、1 7 節・手数料は、振込に係るその他手数料 2 万円の追加、2 項・営業外費用、1 目・支払利息、7 節・企業債利息で 5 万 2, 0 0 0 円を追加するものでございます。

以上で、議案第 5 4 号、議案第 5 5 号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております 2 件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2 件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 5 4 号、令和 6 年度対馬市水道事業会計補正予算（第 2 号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 5 号、令和 6 年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第３２．議案第５６号

○議長（初村 久藏君） 日程第３２、議案第５６号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました議案第５６号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

新旧対照表は２ページでございます。

今回の改正は、令和６年１２月２日をもって現行の被保険者証が廃止されることに伴い、条例中、罰則の規定について所要の改正を行うものでございます。併せて、必要な字句の改正を行うものでございます。

なお、附則において、令和６年１２月２日から施行し、経過措置といたしまして、この条例の施行日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることといたしております。

以上で、議案第５６号の提案理由とその内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第５６号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 3. 議案第 5 7 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 3 3、議案第 5 7 号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） ただいま議題となりました、議案第 5 7 号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の 4 3 ページをお願いいたします。新旧対照表は、3 ページから 6 ページでございます。

本件は、離島という企業の立地に際し、条件不利地といえる本市において、指定基準の緩和により優位性を確保することで優良な企業を誘致し、働く場を設け、若者の人口流出を抑制するとともに、U I ターンを促進し、地域社会の維持を図るための一助となることを目的に、昨年 1 2 月定例会等での指摘事項を踏まえ、企業立地に係る対象業種の拡大をはじめ、指定要件の緩和や各種奨励措置の拡大を行うものでございます。

まず、昨年 1 2 月定例会等での指摘事項については、大きく 3 点ございました。

1 点目は、第 2 条の定義について、新設・増設以外の事業承継による取得も対象となるかどうかを明確にすべきという点であり、今回、事業承継による取得も対象とできるよう明記しております。

2 点目は、第 4 条、指定の基準の業種について、現在の 4 業種から拡充すべきという点であり、今回、県内各自治体の状況を踏まえ、倉庫業、卸売業など、新たに 7 業種を追加しております。

3 点目は、同じく第 4 条、指定の基準の新規常用雇用者数について、情報サービス業における雇用者数の要件、2 5 名以上については緩和すべきという点であり、今回、情報処理サービス業及び追加対象の 7 業種も含め、全て雇用者の要件を 5 名以上に緩和することとしております。

また、投下固定資産総額要件は、1 2 月上程時と同様に、現行では一律 2, 7 0 0 万円以上であったものを、事業者の資本金の規模に応じた額に緩和することとしております。

併せて、別途、施行規則に定めております各種奨励措置につきましても、県内自治体の状況を踏まえ拡充することとしております。

また、今回新たな奨励措置として、従業員の島外での研修や本部の管理者が来島する際の費用の一部を助成する離島旅費奨励金、新規雇用者に I T スキルや専門的な研修などを受講させる費

用の一部を助成する人材育成奨励金及び人材確保のために行う情報発信やリクルートに係る費用の一部を助成する人材確保奨励金を追加することとしております。

なお、附則で、この条例は交付の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、黒田昭雄君。

○議員（11番 黒田 昭雄君） 第4条について、原案の第4条ですか、について質問したいと思うんですけども、全協に参加していないので議論があったと思いますけども、重なっていたら本当に申し訳ないんですが御了承ください。

まず、第4条の1項で4業種を上げられました、原案です。第2項で特任事項です。市長が特に認めるということです。

私は、12月議会においても原案に賛成の立場でしたので、いわゆる修正しないがいいという立場でしたので、今回もその気持ちは固いんですけども、一つ心配しているのが、これはもう言わずもがなのことなんですけれども、同業です。大手というか、島外からの業者が来たら、島内の業者はひとたまりもないのは、これはもう御承知のことと思うんですけども、やっぱりそういった業者が入りにくくするために、原案があったんであろうと私は理解しているんですけども、今回、11業種増えました。それによって同業、大手まではいかんですけど、対馬より強い企業ですか、そういう企業が入ってくる可能性が、私は少しでも高くなったんだろうと思いますけれども、その可能性が高くなったのか現状のままなのか、つくってから、いつときしてみんと分からんということでは、つまらんと思うんですけども、それ、お答えください。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） 黒田議員の御質問にお答えいたします。

確かに今回4業種から7業種増やしまして、11業種を対象業種としております。ただし、やはり地元産業への影響ということもございますので、その辺りにつきましては、企業誘致に当たりまして、対馬にどういった産業が不足しているのか、どういった人材が、皆さんが、どのような御職業を求めて、今、待っていらっしゃるのか、そういったものを十分精査いたしまして企業は誘致していきたいと思っております。

また、誘致する際におきましても、当然、事業計画等を提出してもらいますので、そういったあたりも含めて審査、十分していきたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 11番、黒田昭雄君。

○議員（11番 黒田 昭雄君） 理解はできますけれども、やっぱり可能性が少しでも高くなっ

たら、やっぱりひとたまりもないというのが、地域の社長さんが日頃言っていることなんですけれども、やっぱりその他業種が入り切らんというのは、やっぱりもうけきらんから入らんわけで、今、実際に対馬でやっているところというのは、もうけきるからやりきるわけで、そういう業者が入ってくれば、やっぱりひとたまりもないというのは現状だと思うんですけども、そこら辺を精査してということは理解しますが、私は、可能性はちょっとは高くなったのであらうと思いますけれども、とても心配をしております。

以上です。答弁は要りません。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。議案第57号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例については、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を2時55分からいたします。

午後2時41分休憩

-----  
午後2時55分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

#### 日程第34. 議案第58号

○議長（初村 久藏君） 日程第34、議案第58号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ただいま議題となりました議案第58号、対馬市公園等

設置条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書は47ページ、新旧対照表は7ページでございます。新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、本年4月1日付で株式会社東横イン所有の厩舎及びその付帯施設を無償で借り受け、10月1日から目保呂ダム馬事公園及びあそびパークの対馬施設と同様の、動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく動物展示施設として供用開始するため、別表第1の三宇田キャンプ場の項の次に、施設の名称を三宇田馬事公園、位置を、対馬市上対馬町西泊1217番地5とする新たな項を加えるものでございます。

なお、附則において、施行期日を令和6年10月1日としております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

---

### 日程第35. 議案第59号

○議長（初村 久藏君） 日程第35、議案第59号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） ただいま議題となりました、議案第59号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

議案書49ページをお願いいたします。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案しております10の辺地のうち、新規計画が巖原町尾浦辺地、豆酩辺地、美津島町大山辺地、豊玉町仁位辺地、上県町仁田辺地、上対馬町泉辺地、一重辺地、小鹿辺地の8辺地で、変更計画が、美津島町吹崎辺地、上対馬町浜久須辺地の2辺地でございます。

それでは、辺地ごとの事業内容を新規計画から順に御説明いたします。

50ページ、総合整備計画書案を御覧ください。

まず、尾浦辺地でございますが、ごみ償却施設、木材伐採地区に通ずる林道を整備する計画でございます。

次に、５１ページ、豆殿辺地でございますが、現在利用されている集会施設が老朽化しており、施設寿命の延命が困難であることから、集会施設を解体し新築する計画でございます。

次に、５２ページ、大山辺地でございますが、同じく現在利用されている集会施設が老朽化しており、施設寿命の延命が困難であることから、集会施設を新築する計画でございます。

次に、５３ページ、仁位辺地でございますが、現在利用されている給食運搬車について、経年劣化による故障が頻発し修理が困難であることから、新たに運搬車を購入する計画でございます。

次に、５４ページ、仁田辺地でございますが、志多留、伊奈、越高、御園、犬ヶ浦地区の児童生徒が登下校時に使用するスクールバスにおいて、老朽化により故障が頻発しており、運行に支障を来しているため、そのスクールバスを更新する計画でございます。

次に、５５ページ、泉辺地でございますが、現在配備の消防ポンプ自動車において、老朽化による機会故障が懸念され、修理が困難であることから、消防ポンプ自動車を更新する計画と、中央地区簡易水道を改良する計画でございます。

次に、５６ページ、一重辺地でございますが、林業専用道、一重鳴滝線を開設する計画でございます。

次に、５７ページ、小鹿辺地でございますが、天候に左右されることなく、児童生徒が安心、安全に通学するために、スクールバス待合所を新設する計画でございます。

続きまして、変更計画について御説明いたします。

計画書案の下線が引いてある箇所が、今回変更で追加したものでございます。

まず、５８ページ、吹崎辺地でございますが、消防施設の老朽化による雨漏りなどで消防団活動に支障が出ているため、消防施設を新たに建築する計画を追加しております。また、消火栓設置工事に対する計画の事業費を変更しております。

次に、５９ページ、浜久須辺地でございますが、天候に左右されることなく、児童生徒が安心、安全に通学するために、スクールバス待合所を新設する計画を追加しております。また、中央地区簡易水道の改良による事業を変更しております。

以上で、議案第５９号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。９番、脇本啓喜君。

○議員（９番 脇本 啓喜君） これ、委員会付託がないので聞いておきます。

大山辺地の件なんです、まず、改修不可能なので移転して新築するということなんです、それであれば、どの辺りに建てるのかとか、その辺りの説明は必要だと思います。

もちろん地域の人たちには説明は終わっていると思うんですが、今、公共施設マネジメント

です。今ある181の集落、全ての集会施設を、古くなったからといって新しくは、全部ができるわけではないと思うんです。

その中で、市としても、どここの集会施設は残すけれども、どここは老朽化したら、どこかと一緒に集会施設にしていかなければいけないとかいう計画もあると思うんです。

そういう計画をある程度示していただいた後で、ここはそういう適正配置、適正規模の集会施設にするんだという説明が欲しいと思います。その辺り、説明をお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 大山地区の集会施設の件なんですけれども、この議案書52ページにも入っていますとおり、現在、建物自体も古いんですけれども、現在、その施設自体が大雨時に冠水をしたり、そこに行くまでにちょっと不安があるということで、今回建て替えをさせてもらうということで、今回建て替える場所というのは、ちょっと地区からは、ちょっと離れてはいるんですけれども、もう安全な場所に建て替える予定にはしております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 2番目というか、後からの質問には回答はいただいていないので、もう一度言います。

今ある集落施設を、古くなったからといって必ず建て替えれる、それだけの体力が対馬市にはないと思うんです。であれば、どここの集落施設は残していくけれども、どここの集落には、もう建て替えることができないというようなことで、市長も就任のときに集大成をやるんだというふうに言っていたことが、また思い出されるんですが、今、市民に痛みを伴うことをやっていかないと、なかなかできていかないと思うんです。

ぜひ、市長に期待しているのは、本当、心が痛いと思うんですが、そういう市民に痛みを伴うことについても、公表しながら市民の納得をいただいて、そしてお金を使っていくと、削減するところは削減していくということをやっていたきたいなというふうに思っていますので、今、こういう質問をさせていただきました。

今すぐということ、なかなかその計画、もうちょっと、ちょっと1年遅れぐらいで進んでいってしまっ、個別の公共施設の整理についてもなっていますけれども、ぜひ市長の就任期間中に、そういった個別の公共施設の縮充というふうな言葉を使わせてもらいます、縮減ではなくて。

近年、災害もたくさん起こっていますから、お金がないからといって全部、全部というか強引に減らしていくこともできないと思いますし、その辺り難しいと思いますが、ぜひ、その辺り取り組んでいただきたいということで、質問させていただきました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 答弁する。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ありがとうございます。議員から質問がありましたように、今回の、特にこの大山の集会施設というのが、先ほど総務部長のほうも説明いたしましたように、大水のときは冠水はするし、高潮のときには、潮も、何か少し影響を与えているということで、ここは長寿命化関係の事業をやっても、ちょっと難しいかなということで、場所を変えて、安全、安心な集会施設を造っていかうということに決定をいたしました。

そのほかに、確かに、古い、建て替えをしたい施設もいっぱいあるわけですが、そういったところが、できる限り長寿命化が可能なところについては、長寿命化ということで整備を進めていきたいなという気持ちを持っているところでございます。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第59号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第36. 議案第60号

○議長（初村 久藏君） 日程第36、議案第60号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま議題となりました議案第60号につきましては、建設部所管の議案でございますので、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の61ページをお願いします。

議案第60号、工事請負契約の締結について、本議案は、あそうベイパーク管理棟新築工事

(建築主体)に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札結果につきましては、一般競争入札で公募を行い3者から申請があり、去る8月27日に入札を実施した結果、星野建設株式会社対馬支店支店長星野光圀氏が2億3,670万8,000円で落札されましたので、これに消費税総当額を加算した2億6,037万8,800円で、令和6年8月29日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案書の62ページ、参考資料をお願いします。

木造2階建て、建築面積が513.36平方メートル、延床面積が474.56平方メートルで、インフォメーション、宿直室、多目的室、シャワー室、ランドリー室、カヌー倉庫などを設置するものでございます。

参考に63ページから65ページにかけて、配置図、平面図及び立面図を添付し、また、タブレット議案フォルダに、添付資料として入札結果一覧表を掲載しておりますので御参照ください。

なお、本請負工事は継続費に係る契約でございますので、工期を本契約締結後から360日間の予定としております。

以上、簡単ではございますが、議案第60号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(初村 久藏君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(初村 久藏君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(初村 久藏君) 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第60号、工事請負契約の締結について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(初村 久藏君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(初村 久藏君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 37. 諮問第 4 号

日程第 38. 諮問第 5 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 37、諮問第 4 号及び日程第 38、諮問第 5 号、人権擁護委員候補者の推薦についての 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ただいま一括議題となりました、諮問第 4 号及び諮問第 5 号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回御提案いたします委員につきましては、現委員であります松本政美氏及び小森裕子氏の任期が、令和 6 年 12 月 31 日付で満了となりますので、再び、同委員として松本政美氏を、小森裕子氏の後任として古藤俊泰氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の御意見をお伺いするものであります。

松本政美氏は、令和 4 年 1 月から人権擁護委員として御活躍され、現在 1 期目でございます。古藤俊泰氏は温厚実直な方で地域からの人望も厚く、中学校の P T A 会長として、いじめ問題の解決に取り組んだ経験があり、子供や高齢者に対する人権問題について関心をお持ちでございます。

候補者の両氏は、広く社会の実情に精通され、人格、識見ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方々でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております 2 件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2 件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、2 件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、諮問第 4 号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、松本政美氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、松本政美氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第5号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、古藤俊泰氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、古藤俊泰氏を適任とすることに決定しました。

---

### 日程第39. 発議第3号

○議長（初村 久藏君） 日程第39、発議第3号、対馬市政治倫理条例を廃止する条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） ただいま議題となりました発議第3号について、提案の理由の説明をさせていただきます。

発議第3号、令和6年9月10日、対馬市議会議長、初村久藏様。提案者、対馬市議会議員、小宮教義、賛成者、対馬市議会議員、船越洋一。

対馬市政治倫理条例を廃止する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条の規定により提出します。

対馬市政治倫理条例を廃止する条例（案）。

対馬市政治倫理条例（平成17年度対馬市条例第1号）は、廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行するという内容でございます。

廃止の理由について御説明をさせていただきます。

地方議会の在り方について、内閣府の第32次地方制度審議会の答申では、議会の意思決定に当たり、住民の多様な意見を反映されること、多様な層の住民の参加を、より一層促すとして、関係法令等の改正もされた。よって、本条例を廃止する。

議員皆様の御賛同を、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） ただいまの提案者の説明を聞きましたけれども、私は十分な理解ができません。

この新市のスタートに当たり、旧町村の市町村6町が、議員が、1年間、市会議員というふうなことを認めて、その1年間の期間中につくったのが、この倫理条例、対馬市政治倫理条例の原本をつくっておるわけですから、この問題が非常に幅広く時間をかけて審議をした中で煮詰めた内容と、私は認識しております。

そして3月に、平成16年3月1日に新市に、旧町の90名が市議会議員として、そのスタートを切る、新しいスタートが、次の年の6月1日からスタートするんだと。26名の定員を決定し、そのことを運営する中で、この政治倫理条例をつくりだしたものと確認を取っております。

その基本たる1条の目的、もしくはそれに付随する政治倫理条例基準、ここに幾多の、この20年間の間に、4遍ほど改正がっておりますが、根本的には大きな変革はあっていないものと思っております。

そして、これをスタートした中で、対馬市会議員、対馬市長、副市長、そして教育長、特別公務員、公務員特別職、この方々の権限により、市の運営の中で不正があつてはいけませんよ、あるいは自分の立場を優位に動かし、間違つた利権を取つてはいけませんよというようなことが条例には載っております。そして行動についても、制限が課されております。

そしてこの20年間で、私の記憶では3つほどの、これに抵触した事件が起こっております。

平成17年に26名の議員が選出され、その4年間の1期目に大きな入札漏えい事件、これはかなり大きな問題となりまして、対馬市のスタートの中で、今からとんでもない、この市に任せられんぞというような批判を受けた過去があります。

そして次に、今度は市議会議員が、設計金額を、いわゆる要求したということで、これが事件化し、職員は逮捕、失職でございます。

この事件が起こるたびに、そういうふうな中で職員が板挟みをくらって、退職金ももらうことができなかった。2,400万円の退職金ももらえなかったという、厳しい、悲しい事実がある中で、長い間、その抵触することがなかったんですが、昨年、原子力発電から排出される、その最終処分場、これに関わる問題の中で、市会議員が政治活動及び研修、研究のために青森県、そして北海道に行つたと。

これを、ある島内の団体が政治倫理審査会に調査してください、これは抵触しておると思ひます、その条例にということで審査をやつた結果が、いわゆる旅費相当の金の受領、これは条例に引かかるんじゃないかという指摘の中で、審査会は引かかるという判定に至っております。

この経過が、私の知る限り、この条例があつての中で事件が、事件というより最初の2件は大

きな事件です。警察が入っていますから。次の最後の部分については、これは審査会の、審査の決定だけで終わっております。

こういうふうな300億円の金の一般財源を運営する中で、非常に慎重にお互いに、その立場、いましめにやいかん中で、これを廃止をする。非常に安易な状態の考えではないかと、もう少し重み深みがあって、先ほどの理由で私は理解できません。

そのことを、過去の積み上げを、もう少し確認されて、私はやすやすとそういうようなことで廃止をするということは、非常に危険な行為であると、かように思って、この提出について、私は反対の意見を表明いたしまして終わります。

○議長（初村 久藏君） ほかに。1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） もう、時間も3時半ですけれども、今、大浦議員のほうから反対の御意見というか、ありました。

私も、この政治倫理条例第1条から第18条、簡単に目を通してみました。その中で、やはり、この条例は必要だと思っております。

そして中身を、例えば第5条とか、この辺に絞って中身の訂正、もしくは見直しとか、そういった部分をやっていく。

時代が、時代になっていますので、今の時代に向けたこの条例を、今後つくっていけばいいんじゃないかなと思っております。

私は全部撤廃じゃなくて、中身を少し、皆さんと協議をして変えていくのも必要かなと思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 皆さん、お疲れさまです。

先ほどから、小宮議員が廃案の話が、説明がありました。この問題は、私が知る限りでは、巖原町時代からありました。それで今年に至ったわけですが、流れは先ほど大浦議員から説明がありましたとおりの流れがありました。

そういう中で、我々が、近日、何を考えないといけないかということを、まずもって、まず議長に聞きましょう。

提出者が、あなたに対してこれを提出したわけです、今回。そのときにどうしたかが問題。

なぜならば、前回、市議会を代表して謝罪したんです。この政治倫理審査会の結果をもって、しましたね。してないですか。そんなに重たいものを行ったんでしょう、市議会議長が謝罪したわけですから。

そういったことも、まだ乾ききらないうちに、いきなりこういう提出では、今、先ほど1番議

員も言われましたけれども、いろんな中身をもう少し、私が議長の立場上、いろいろ言うわけではございませんが、提出がなされたときに謝罪したあなたが、どういうふうに提出者に説明したかが問題なんです。

私たちは、全て代表として、全てを初村議長に託しておりますよね、議事進行から全てを。私とすると、そこがもう少し真剣に捉えていってもらえれば、もう少し提出の仕方も変わったんじゃないかなと思いますから、あえて尋ねておきますが、それと、その時の流れで、今、糸瀬議員が言うように、中身は、もう皆さんも御承知です。特に、この一番後部に座ってある方は、その時々によって変えてきたんですから。

そういうことを考えたら、やっぱり襟を正すものは正すなりに残して、中身を、今の時代に合ったように変えていくのも一つの方法かなと。

まず、もう一つ、市民条例も基本条例も全てあります。倫理条例だけじゃなくて、全て含みますので、そういったことを考えて、もう少し時間をかけながら、皆さんが納得いって、議長の謝罪が単なる謝罪に終わらないような形を取っていただけることを望んで、私はそういう話をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（初村 久藏君） ちょっといいですか、私のほうから。

この前の政治倫理条例の委員会からの指摘は、もう受け止めております。その関係で一応謝罪もしたわけですが、皆さんの代表として。

それでも今回の件は、発議ですが、賛成者があれば取り上げなでけん問題だと私は思います。そして議運でも、それを諮って議運で決定しているわけですが。ちょっと私、議長が止めなでけんどうのこうのいう問題よりか、諮問機関として、私は議運に諮っておるわけですから、議運の決定がこれなわけです。

○議員（13番 波田 政和君） 分かりました。もう一度お願いします。

○議長（初村 久藏君） もう、質問はいいですか。

○議員（13番 波田 政和君） もういいじゃないです。せっかくやから、私は私の考え方を、もう一度話させてください。

○議長（初村 久藏君） 個人を攻撃するような質問はやめてくださいよ。

○議員（13番 波田 政和君） もう一回いいですか。もう駄目ですか。

○議長（初村 久藏君） はい、駄目です。

ほかに質疑はありませんか。

○議員（13番 波田 政和君） 情けないこっちゃのう。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 今、小宮議員のほうから廃止をするという条例案が、説明があ

ったわけですが、今、私が感じたのは、やはりこれは、私たち地方議会の議員としての在り方を問われる、いわゆる倫理条例なわけですが、これは理事者側にも当てはまるわけですね。

そういう中で、大浦議員が申されたように、これは、対馬市議会の中での問題でもあるけれども、大きく捉えれば国の政治、あるいは地方の政治問わず、今、政治に携わるものの在り方が問われているときですよ。国の政治、それから地方の知事、市長、自治体でいろんな不祥事も起こっています。

そういう中で、私たちの、やはりあるべき姿というのは、いろいろ自治体によって内容は違いますが、もしもありませんけれども、そのことを定めてきているわけで、それが対馬市においても合併以来、ずっと続いてきているわけですが、それを廃止するというのは、私は、時の、今の情勢の中で考えられないことだというふうに受け止めています。

やはり提出されるなら提出されるで、今、口頭で説明がありましたけれども、やはり文面を出していただく、そしてもう少し、それがどうして対馬市では政治倫理条例が不必要なのかということをも十分に説明していただいた上で、私たちは議論すべきだというふうに思っています。

そういう意味で、やはり口頭だけでこの重大なことを取り扱うことについては、とても危惧を感じています。

あとは、また議論、委員会に付託するなり、あるいは本会議でも最終的には採決になるかわかりませんが、そのときの議論は、また行いたいと思いますけれども、一応、軽々しく扱う問題じゃないということでは、波田議員と同じ趣旨ですし、それから対馬市の歩みは大浦議員が触れられたとおりですから、それを踏まえて考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 4名の方に質問いただきました。何点かお答えできるところは、答えさせていただきたいと思います。

今回、冒頭に申し上げましたように、なぜ廃止をするのかということ、この政府の機関の地域審査会のほうから、これは全国的な規模の中で答申をされているんです。

参考のためには思うんですが、では、全国でどれだけのこういう政治倫理条例があるのかということ、まず、御認識をいただければと思います。

私ども含めて、この一般市は792あるんですが、これは、答申のときの参議院の記録簿なんですけれども、まず、どれだけの条例が、政治倫理条例があるかということ、調べたところは、全国市議会議長会及び全国町村議長会が調査をしております令和3年の調査なんですけれども、市及び、その特区関係ですか、23区を含めた分なんだろうけれども、これは、できているのが49.3%です。半分ぐらいしかできていません。町村になると34.4%が政治倫理条例をつく

っております。

私ども特別委員会で、長崎県が3から4、つくっていないところがございます。そこに行ったときにもお話を伺いましたが、別に支障はないよというふうな話もされております。これが全体的なバランスの条例の在り方です。

先ほど、4名の方からいろいろとお話ございましたが、よく、一番多かったのが、私どもが、いろんな政治倫理審査会というのをあって報告を受けました。真摯に反省をしているわけですが、その報告の中にも、やはり芯とするものがございます。

そうというのは、この報告書の中で、先ほどの寄附の話もございましたけれども、この中で、この政治倫理審査会がはっきりとしたこともございます。いいことではなかろうかと思うんですが、その中で、審査会の基準とするものは、財産上の利益がどうあるのかということをやうたっております。

この財産上の利益とは、金銭・物品限らず、また有体無体のいかんは問わないと、電気、熱、もちろん債務の免除、金銭・物品の貸与です。物を貸したりしたらいけないですよ、議員さんはと。

そして、労務の無償提供、例えば公園を草刈りをするとか、そういうのは財産の利益の供与に当たるんだという、このような判定の基に、寄附という位置づけの定義をされております。

これからは、このような非常に厳しい状況の中にも、身をさらすということになるわけです。

結果は、良し悪しは別として、政治倫理審査会というのは、このような定義を、一つ、私どもに与えております。

これは、おのおのの議員がそれぞれで考えてやっていかなければいけないと思いますが、このような政治倫理における財産上の利益の定義も、また皆さんが御認識をしていただければと思います。

それと、先ほどこの改正などを、一部を変更しながらでもやってみたらどうかという話がございますが、今回は議案に明記してあるように、そういう問題ではございません。廃止をするということでございますから、改正等については論じるべきではないし、すべきではないと思います。

それと、この入札関係のお話ございましたが、これは大浦さんの話でしたかね。確かに以前は、入札関係で漏えい等もございました。確かに、そのときには市民の方に大変御迷惑をかけたと思うんですが、今の入札体制というのは、皆さん御案内のとおり、もう非常に金額もピシヤッとしていまして、ほとんど何十円単位で落ちる場合もあります。

そういうことから鑑みると、入札等における不正というのは、まず現在、現時点では発生をしていないと私は理解しております。

確かに大浦さんのときの、平成16年の3月の90名のときで立ち上げて、そして、その後

17年に施行されたわけですが、一番当初に、この政治倫理条例ができたのは、私の記憶によると厳原町のほうが先にできておったのではないかと記憶しております。

まず、その理由点として、私もそのときに議員をさせていただいておりましたので、その理由としては、先ほどの入札関係もございましたが、その頃は、非常に談合等が見受けられたと思われます。

そういった意味でできたという経緯と、先ほど説明しましたように、現在はこういう状況でございます。

今回の政府の方針というのは、幅広く議員を選びたいという答申がなされているんです。

というのは、ある程度の枠を外して経営者が、例えば自動車を納める人とか、物品を市に納める人とか、そういう方たちでも自由に議会議員になれるようなチャンスを、あえて改正をしてつくっています。そうしなければ、今はこの対馬市議会に定数割れは、まだ発生していませんけれども、やがてはその時期が来ると思うんです。

そういった長きにもわたって捉えていけば、やはり、大きく開くために政府が指針を出したような、このような形でやっていくべきだと思います。

そして、先ほどの政治倫理条例は、御案内のとおり第1条から第18条まであるんですか、この中で、先ほど糸瀬議員のほうから第5条についてという話もございましたが、まず、昔の議員と今の議員は、ある程度違いがあると思います。

まず、この政治倫理条例の第1条から第18条の中で、私が疑問点とする点が何点かありますので、その辺を御説明を、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、説明させていただきます。

まず、この第1条の議員、市長等は職務執行の……。

○議長（初村 久藏君） 小宮議員、簡潔に、ちょっとやってください。

○議員（14番 小宮 教義君） 簡潔にやるんで、公正及び高潔性を実証する必要があるということです。

でも、よく考えてみると、このような議員になられる方は、やはり公正さを十分に持っておられますので、そのような方しかないと私は理解していますから、そういう趣旨からすると、この文そのものも異議あるんじゃないかと思う。

ただ、この第2条の文なんですが、日本国憲法第11条及び第14条を尊びとありますが、まず、この第14条というのは、皆様も御案内のとおり、法の下での平等をうたっています。政治、経済及び社会関係においては、活動を妨げてはならないということになっています。

今のこの条例からすると、多くの方が経済活動において差別を受けているということを私は言えると思いますので、この辺も含めて、やはり大まかに改正をすべきではないかということです。

さらに、この第3条において公共事業を、公共事業は、禁止は第92条の2項の兼務の禁止で、

当然、議員が社長をしたりとか役員をしたりすることは、もう最初からできないんです。

その下のほうの物品とかなんか、購入等の請負ということを、今回が答申の中においては、これはできるようにしたわけです。

そこまでしながら、日本政府は地域の議会の成り行きを心配しておるわけですから、やはり日本政府の方針に沿って、ある程度の活動が、議員ができるようにお願いをしたいと思います。長くなりました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、議会運営委員会に付託します。

あらかじめ、会議時間を延長いたします。

---

#### 日程第40. 発議第4号

○議長（初村 久藏君） 日程第40、発議第4号、国境、対馬市平和の日条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） ただいま議題となりました発議第4号について、その提案理由の説明をさせていただきます。

発議第4号、令和6年9月10日、対馬市議会議長、初村久藏様。提案者、対馬市議会議員、小宮教義、賛成者、対馬市議会議員、島居真吾。

国境、対馬平和の日条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条の規定により提出をします。

国境、対馬市平和の日条例（案）。

目的、第1条。対馬市は、古来より海の海道として、大陸と日本国との交流文化の架け橋をなしてきた。今年、元寇750年となる。この戦いで国境離島を死守するため、多くの犠牲を払った。近年、イスラエル、ウクライナ戦争等が絶えない。日本国憲法に謳う世界平和は人類普遍の原理である、ここに歴史の史実を確認し過去の戦いを顧みて国境対馬より平和の日を定める。

平和の日、第2条。国境、対馬市平和の日は、11月2日とする。

第3条、事業等の実施。市は、国境、対馬市平和の日を中心とした事業を実施する。

第4条は委任についてでございます。この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。議員皆様の御賛同を、切に切にお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、黒田昭雄君。

○議員（11番 黒田 昭雄君） 余りに高尚すぎて、分からない中でも質問をさせていただきますけれども、まず、国民で言えば母の日というのが、非常に定着をしております、片やこの市の日といったら、市民が自然と盛り上がってくるような、そういう事柄であれば、市民の日というのは設定する流れになると思うんですけれども、我々、その議会のほうが無理やり設定する話でもないし、市長が、理事者が無理やりする話でもないと思うんですけれども、やっぱり市民側から沸き起こって、ある程度沸き起こってくるような、そういう話じゃないと、議論のテーブルにものせにくい話だと思うんですけれども。

個人的には、まずは一般質問とか、そういうことを一回でもやられてみたらというのが私の考えなんですけれども、質問したいと思うんですけれども、市民の側か、また市民団体が、こういう話をされているのか、何かそういう話が分かったら教えてください。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） お答えさせていただきます。

議会が無理やりつくる必要はないじゃないかというお話ですよね。それと加えて、もっと市民の方が、このような日をどのように捉えておるのかと、そのような話もあったのかというお話でございしますが、先ほど壇上で申し上げましたように、今年は宗助国公が戦いをして、ちょうど750年という大きい区切りを迎えています。

これに対して、やはり市民の方とか、ある一定の団体の方は、この750年に対しての事業の参加というのも参加されていますし、そのような話もお聞きをしています。

市民から、そのようなことは、この平和の日というのはあったのかということでございますが、その中に混じって、そのような市民の声も何件かお聞きをしていますし、ある程度の方から、そのような話も伺っております。よって、そのような話は伺ったということでございます。

以上。

○議長（初村 久藏君） いいね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託をします。

---

#### 日程第41. 請願第1号

#### 日程第42. 請願第2号

○議長（初村 久藏君） 日程第41、請願第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について及び日程第42、請願第2号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についての2件を一括議題とします。

2件は、配付の請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

---

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時から会派代表質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後4時00分散会

---